

令和6年度

愛媛県交通安全実施計画

愛媛県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定に基づいて作成した「第11次愛媛県交通安全計画（令和3年度～令和7年度）」の方針に従い、令和6年度における陸上交通の安全に関して講ずべき施策を定めたものであります。

本県における令和5年中の交通事故の状況は、発生件数2,115件、死者数43人、負傷者数2,315人で、発生件数、負傷者数は19年連続で減少し、死者数も昭和22年の統計開始以降2番目に少なくなるなど、これまで取り組んできた交通安全対策は着実に成果を上げております。

しかしながら、高齢者（65歳以上）の交通事故死者数は32人で、前年に比べ1人増加するほか、全死者数に占める割合は約7割を占めるなど、高齢者の交通事故抑止対策が喫緊の課題となっております。

このような状況も踏まえ、本県では、今年度も関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者や子供などの交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用対策を重点として取り組み、県民の理解と協力の下、交通事故のない愛媛を目指して努力するものであります。

愛媛県交通安全対策会議

目 次

第 1 章 道路交通の安全

第 1 節 道路交通環境の整備

1	道路の新設・改築による交通安全対策の推進	1
2	生活道路における交通安全対策の推進	4
3	幹線道路における交通安全対策の推進	5
4	交通安全施設等整備事業の推進（道路管理者所管事業）	6
5	交通安全施設等整備事業の推進（公安委員会所管事業等）	9
6	効果的な交通規制の推進	10
7	総合的な駐車対策の推進	11
8	道路の使用及び占用の適正化等	12
9	子供の遊び場等の確保	13

第 2 節 交通安全思想の普及徹底

1	運転者教育の推進	14
2	幼児教育・学校教育の推進	15
3	若年者教育の推進	18
4	高齢者教育の推進	18
5	社会教育の推進	19
6	自転車利用者教育の推進	20
7	効果的な広報の実施	21
8	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	25
9	交通安全に関する普及啓発活動の推進	26
10	交通安全推進体制の強化	27

第 3 節 安全運転の確保

1	運転者教育等の充実	31
2	運転免許業務の推進	33
3	自動車運送事業者等の安全対策の充実	34
4	交通労働災害の防止等	35
5	道路交通に関する情報の充実	36
6	危険物等の適正輸送の確保	38

第4節	車両の安全性の確保	
1	自動車の検査及び点検整備の充実	39
第5節	道路交通秩序の維持	
1	交通指導取締り及び捜査体制の強化等	40
第6節	救助・救急活動の充実	
1	救助・救急体制の整備	42
2	救急医療体制の整備	42
第7節	損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	
1	自動車損害賠償保障制度の充実等	44
2	損害賠償の請求についての援助等	44
3	交通災害遺児等に対する援護措置	45
第2章	鉄道交通の安全	
第1節	鉄道交通環境の整備	46
第2節	鉄道の安全な運行の確保	47
第3章	踏切道における交通の安全	
第1節	踏切道の立体交差化及び構造改良の促進	51
第2節	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	52
第3節	その他の措置	53
参 考 資 料		
○	交通事故・自動車台数・人口等の推移（愛媛県）	55
○	愛媛県交通安全対策会議条例56	56
○	愛媛県交通安全対策会議関係機関	57
○	市町交通安全対策主管課一覧	58

第 1 章

道 路 交 通 の 安 全

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

1 道路の新設・改築による交通安全対策の推進

関係機関	松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、農地整備課、 林業政策課、道路建設課、道路維持課、都市整備課
------	---

1 実施方針及び重点

(1) 道路の新設・改築及び防災対策事業

高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担された道路の体系的整備により、基本的な交通の安全を確保するとともに、既存道路における歩道の設置を伴う拡幅、既存道路の歩道設置が困難な場合における小規模バイパスの建設等により交通の安全に寄与する。

また、道路の新設・改築に伴う交通安全施設の整備を重点に、歩道等の施設を整備するとともに、山間部等については、防災施設を整備する。

ア 道路の新設・改築による交通安全環境の整備

既存道路の拡幅時に必要に応じて歩道等の設置を図る。現道での対応が困難な箇所やより高い効果が見込まれる箇所については、バイパス工事による既存道路の交通転換を図る。

イ 道路防災・減災対策事業

山間部等の交通危険箇所には、落石等による事故を防ぐため、落石防止柵、法面保護等の施設を整備するとともに、地震等災害時の円滑な非難に備え、舗装、トンネル照明、区画線等の更新を行う。

(2) 街路事業

街路事業は、総合都市交通体系の整備の一環として、人と車の安全かつ円滑な交通の確保、ライフラインの収容場所及びにぎわい空間の確保や延焼防止等都市防災機能の向上を目的とする事業であるが、既成市街地内で、都市計画道路のうち緊急性の高い箇所を計画的に実施する。

○歩道と車道の分離により歩行者、自転車利用者等の保護を図る。

○車両停車帯設置により自動車の交通安全と道路利用の効率化を図る。

(3) 民有林林道の維持・管理について

林道は、効率的な林業経営の展開や森林の適切な管理にとって必要不可欠であるとともに、森林の総合的な利用の推進、山村の生活環境の整備等にとって、重要な役割を果たしている。

したがって、民有林林道の安全確保については、「民有林林道の管理について」（昭和61年7月29日付け61林野道第459号林野庁長官通知）などに基づき、林道管理者に対し周知及び指導を徹底しているところであるが、今後とも、林道利用者等の通行の安全確保のため適切な指導に努める。

(4) 農道維持管理等

農道の維持管理は、土地改良法（法第57条他）の規定に基づき、市町、土地改良区、農協等が管理しているところであるが、今後とも農道の新設、改良と併せて、維持管理を行うよう適切な指導に努める。

(5) 平成30年7月豪雨災害からの早期復旧

平成30年7月豪雨災害では、県下全域で土砂災害等による道路の全面通行止めが多数発生し、農道や林道にも大きな被害が発生していたが、早期の開通に向けて鋭意復旧作業を進めるとともに、通行止め箇所以外の道路等の状況についても点検及び必要に応じた改修等を進め、通行者の交通の安全に努めることとしている。

予 算 額	28,990,266 千円
-------	---------------

2 計画の内容

(1) 道路の新設・改築及び防災対策事業 (25,848,838 千円)

ア 国土交通省所管事業 (12,587,000千円)

工 種		単 位	松 山 河 川 国 道 事 務 所 大 洲 河 川 国 道 事 務 所	備 考
道路改築工事	道路改築事業	千 円	12,587,000	
合 計		千 円	12,587,000	

イ 道路建設課・道路維持課所管事業 (13,261,838千円)

工 種		単 位	道路建設課 道路維持課	備 考
道路改築事業	大規模改良	km	5.33	道路改築事業 大洲・八幡浜自動車道整備事業
		千 円	7,267,255	
	小規模改良	km	5.35	生活道路改良整備事業 地震防災関連道路緊急整備事業 原発周辺地域避難等道路整備事業
		千 円	2,820,020	
小 計		千 円	10,087,275	
道路防災対策事業	落石防止柵等	箇 所	203	災害防除事業 落石防止対策事業 道路防災緊急対策事業 道路防災・減災対策事業
		千 円	3,174,563	
合 計		千 円	13,261,838	

(2) 街路事業

都市整備課所管事業

(2,508,828千円)

工 種		路 線 数	金 額(千円)	備 考
街路整備事業	道 路 改 築	18	2,508,828	市事業も含む
合 計		18	2,508,828	

(3) 林道整備事業

林業政策課所管事業

(183,600千円)

工 種		路 線 数	金 額(千円)	備 考
林 道 改 良	公 共	3	58,100	
	県 単	6	73,000	
小 計		9	131,100	
林 道 舗 装	公 共	3	42,500	
	県 単	1	10,000	
小 計		4	52,500	
合 計		13	183,600	

(4) 農道整備事業

農地整備課所管事業

(449,000千円)

工 種		単 位	施工延長又は金額 (千円)	備 考
新設改良 (路床工)	公 共	m	—	農山漁村地域整備交付金 一般農道整備事業 基幹農道整備事業
		千 円	412,000	
	単 独	m	280	県単独土地改良事業
		千 円	37,000	
合 計		千 円	449,000	

注：新設改良の事業費には、同路線の舗装費も含む。

2 生活道路における交通安全対策の推進

関係機関	松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、 道路維持課、保健体育課、交通規制課
------	---

1 実施方針及び重点

人優先の道路交通環境整備として、高齢者に配慮した交通安全施設の整備、児童・生徒が利用する通学路整備等、交通弱者対策を重点的に実施するとともに、道路管理者及び公安委員会等が連携し、死傷事故危険箇所を解消するため、面的かつ総合的な事故防止対策を実施することにより、歩行者・自転車・自動車が共存する安全で安心な道路空間の創出を推進する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

ドライブレコーダ、人流等の事故と相関の高い要因をデータ連携基盤上に集約し、AIを用いて解析することで交通危険箇所を予測するサービスを提供。当該データをデジタルマップ上に可視化し、アプリ等を活用したプッシュ型の情報発信を行う。また、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、歩道の整備、交差点改良、路肩改良、ハンプ・狭さく等の設置による通過交通の排除や車両速度の抑制、無電柱化、信号灯器のLED（Light Emitting Diode発光ダイオード）化、信号サイクルの調整、道路標識の高輝度化等の安全対策を実施する。

また、最高速度30km/hの区域規制とハンプ・狭さく等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。

(2) 高齢者に優しい安全な道路交通環境の整備

高齢者が関与する交通事故実態を踏まえ、道路管理者と公安委員会が連携を図り、高齢者が「事故に遭わない、起こさない」ための交通安全施設の整備や交通規制の見直しを実施する。

(3) 歩行空間のバリアフリー化の推進

バリアフリー新法の特定道路を構成する道路を中心に、歩道の整備、歩道等の段差解消・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進する。

(4) 通学通園路における交通安全の促進

地域の実態に即した安全対策を、ハード・ソフト両面から効果的に推進することで、通学路における危険箇所の早期解消に努め、通学通園路及び登下校の時間帯のうち、自動車の通行を禁止するなどの措置を必要とする区間及び時間帯について地域の実情を十分考慮して必要な措置を講じる。

また、通学路における交通安全を一層確保する取組として、必要に応じて合同点検を実施するとともに、その結果を踏まえて総合的かつ効果的な対策案を検討し、可能なものから速やかに実施する。

3 幹線道路における交通安全対策の推進

関係機関	松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、道路建設課、道路維持課、交通企画課、交通規制課
------	---

1 実施方針及び重点

幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については、交通安全対策への投資効果を最大限高めるため、事故の危険性が高い特定の区間を選定し、事故要因に即した効果の高い対策を実施する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 交通事故対策の重点実施

効果的、効率的に事業を進めるため、死傷事故率や歩行者・自転車事故等の事故の発生割合の高い区間を抽出し、事故発生原因に対応した交通事故対策を重点的に実施するよう努める。

(2) 事故危険箇所対策の実施

第5次社会資本整備重点計画(R3～R7)において指定される「事故危険箇所」においては、道路管理者と公安委員会が連携して事故発生原因に対応した事故削減対策を集中的に実施するよう努める。

(3) 交通事故分析の高度化及び分析成果の活用

幹線道路における交通事故の発生状況を路線別、時間帯別、生活圏別に詳細な分析を行い、分析結果に基づく事故対策を道路管理者等と連携して推進する。

(4) 道路交通環境安全推進連絡会議等の開催

幹線道路においてはもとより、前項の生活道路における交通安全対策においても「愛媛県道路交通環境安全推進連絡会議」及び「アドバイザー会議」を活用し、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

(5) 交通安全施設等の整備

道路の構造及び交通の実態を勘案して、事故の発生する危険性が高い場所等にLED信号機、バリアフリー対応型信号機の整備や高度化改良、道路標識・標示の視認性等の向上を図る。

4 交通安全施設等整備事業の推進（道路管理者所管事業）

関係機関	松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、農地整備課、 林業政策課、道路維持課、都市整備課
------	---

1 実施方針及び重点

交通安全施設等整備事業

歩行者及び自転車利用者の安全確保を最重点とし、歩道・自転車歩行者道等を整備するとともに、交差点の改良等の整備を行う。この場合、通学・通園路及び生活道路等における交通安全施設等の整備に特に配慮する。

ア 交通安全一種事業

- 通勤・通学・買い物等の日常生活に利用される歩道・自転車歩行者道の整備等
- 交通事故の多発地点及び事故危険箇所等における交差点改良等
- 勾配、段差、凹凸に配慮した歩道や交差点の整備
- 高齢者、障がい者等の利用に配慮した安全施設の整備を図るとともに、既設歩道の段差切下げ等のバリアフリー対策を実施

イ 交通安全二種事業

- 通行の安全確保を図るための道路附属物（道路照明、防護柵、道路標識、区画線、視線誘導標、道路反射鏡、道路情報提供装置）の整備

予 算 額	3,544,143 千円
-------	--------------

2 計画の内容

ア 国土交通省所管事業

(1,652,000千円)

工 種		単 位	松 山 河 川 国 道 事 務 所 大 洲 河 川 国 道 事 務 所	備 考
一 種 事 業	歩 道	箇 所	5	
		千 円	451,000	
	自 転 車 歩 行 車 道	箇 所		
		千 円		
	横 断 歩 道 橋	箇 所		
		千 円		
	地 下 横 断 歩 道	箇 所		
		千 円		
	交 差 点 改 良	箇 所	8	
		千 円	388,000	
視 距 改 良	箇 所	1		
	千 円	44,000		
車 両 停 車 帯	箇 所			
	千 円			
登 坂 車 線 等	箇 所			
	千 円			
路 肩 改 良	箇 所			
	千 円			
小 計		千 円	883,000	
二 種 事 業	道 路 照 明	箇 所	160	
		千 円	61,000	
	防 護 柵	km	41	
		千 円	112,000	
	道 路 標 識	基	166	
		千 円	131,000	
	区 画 線	km	46	
		千 円	108,000	
	視 線 誘 導 標	基	2,600	
		千 円	142,000	
地 点 標	本			
	千 円			
道 路 情 報 提 供 装 置 他	基	37		
	千 円	215,000		
防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 の 緊 急 対 策	箇 所			
	千 円			
簡 易 パ ー キ ン グ	箇 所			
	千 円			
小 計		千 円	769,000	
合 計		千 円	1,652,000	

イ 道路維持課所管事業

(1,892,143千円)

工 種		単位	公 共	県 単	計
一 種 事 業	歩 道 等	箇所	29	2	31
		千円	1,316,408	14,000	1,330,408
	横 断 歩 道 橋	箇所			
		千円			
	地 下 横 断 歩 道	箇所			
		千円			
	交 差 点 改 良	箇所	4		4
		千円	81,053		81,053
	路 肩 改 良	箇所	7		7
		千円	89,473		89,473
車 両 停 車 帯	箇所				
	千円				
登 坂 車 線 等	箇所				
	千円				
道 路 空 間 バリアフリー整理	地区				
	千円				
小 計	千円	1,486,934	14,000	1,500,934	
二 種 事 業	道 路 照 明	箇所			
		千円			
	防 護 柵	箇所	1		
		千円	2,105		
	道 路 標 識	本	2		
		千円	29,158		
	水 道 透 水 性 舗 装	箇所			
		千円			
	視 線 誘 導 標	Km			
		千円		288,370	
道 路 反 射 鏡	本				
	千円				
道 路 情 報 提 供 装 置	基	3			
	千円	69,471			
道 路 環 境 (植 樹 管 理)	箇所				
	千円				
非 常 用 設 備 等	箇所	1			
	千円	2,105			
小 計	千円	102,839	288,370	391,209	
合 計	千円	1,589,773	302,370	1,892,143	

5 交通安全施設等整備事業の推進（公安委員会所管事業等）

関係機関	交通規制課
------	-------

1 実施方針及び重点

交通事故の防止、交通の円滑化、都市交通機能の確保等、安全で円滑な交通環境を確立することを重点として、社会資本整備重点計画に基づき、交通安全施設等の整備充実に努める。

(1) 交通安全施設等の整備充実

- ア 交通管制センターの高度化
- イ 信号機の高度化・改良の促進
- ウ 信号機の計画的な整備と更新
- エ 信号灯器のLED化（車両灯、歩行者灯、矢印灯）
- オ 車両用灯器・歩行者用灯器の増設
- カ 道路標識等の簡素・合理化の推進
- キ 主要幹線道路における道路標識の高輝度化
- ク 横断歩道の整備及び老朽・摩耗化した道路標識・標示の整備充実

(2) 交通安全施設等の運用保全強化

- ア 運用保全体制の強化
- イ 定期点検の励行と迅速な補修の実施

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 歩行者等の安全通行の確保

- ア 高齢者に配慮した交通安全施設の整備
- イ 歩行空間のバリアフリー化
- ウ 安全快適な歩行者通行及び自転車利用環境の整備
- エ 通学通園路への信号機及び横断歩道等の整備
- オ 生活道路対策の推進

(2) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保

- ア 事故危険箇所対策の推進
- イ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進
- ウ 交通の円滑化対策の推進

(3) IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

- ア 信号制御の高度化等
- イ 高度道路交通システム（ITS）の推進
- ウ データ連携基盤を活用した交通関連情報の集約化による事故発生リスクの低減にむけた取組の推進

6 効果的な交通規制の推進

関係機関	松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、 道路建設課、道路維持課、交通規制課
------	---

1 実施方針及び重点

過密・複雑・混合化する交通情勢に対応して、幹線道路を中心とした渋滞緩和対策の推進と生活道路に対する安全対策を推進し、交通の安全と円滑を図る。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 円滑化対策の推進

ア 幹線道路における信号機の運用改善を行い、交通流に適合した円滑化を図る。

イ 交通規制の見直しによる交通流の秩序化と円滑化を図る。

ウ 道路の新設改良、大規模開発等により交通渋滞が発生することが予想される場所を選定し、信号機、道路標識及び標示の新設改良を推進する。

(2) 持続可能な交通規制の推進

将来にわたって必要な交通安全施設等を整備し、適切な維持管理・更新等を今後も継続するため、交通実態に即した交通規制の見直しを推進する。

(3) 公共交通機関の定時性・利便性の向上

関係機関・団体等と連携して、バス及び路面電車の定時運行を確保するための交通規制の見直しや交通流を阻害しないバス停留所の整備等、公共交通機関の定時性・利便性の向上に資する取組を推進する。

(4) 歩行者、自転車利用者等に対する安全対策の推進

ア 歩行者と自転車の分離及び自転車が安全で走りやすい走行空間を整備する。

イ 通学路における通学児童の安全を確保するため信号機、道路標識及び標示の新設改良を推進する。

(5) 道路法に基づく通行制限の適正化の推進

ア 道路工事等における通行制限の適正化

道路の改良、維持修繕等の道路に関する工事はもちろん、占用工事等の場合は、必要かつ十分な通行禁止、制限、標識その他必要となる安全施設を設置する。

イ 災害・異常気象時における通行規制の適正化

豪雨、高潮等により道路災害の発生が予測される場合の事前の通行規制さらにパトロールの強化等による道路管理体制を強化（「道路パトロール実施要領」・「異常気象時通行規制基準」）する。

ウ 車両制限令の運用の強化

道路構造との関係において必要とされる車両の通行制限を合理的・効果的に運用し、必要な場所に道路標識を設置する。

また、いわゆる特殊車両通行許可制度に基づく違反車両等の指導取締りを強化する。

7 総合的な駐車対策の推進

関係機関	障がい福祉課、経営支援課、道路維持課、都市計画課、交通指導課、交通規制課
------	--------------------------------------

1 実施方針及び重点

- (1) 違法駐車車両に対する交通指導取締りを推進する。また、道路交通の危険を防止し、都市交通機能の確保と交通の円滑化を図るため、道路及び駐車実態に応じた駐車規制を推進する。
- (2) 都市ごとの交通計画、土地利用計画等を勘案して、計画的な路外駐車場等の整備を促進する。
- (3) 公共施設等に設置されている障がい者等用駐車スペースの適正利用を図り、高齢者や障がい者、妊産婦等歩行困難者の安全・安心を確保するため、「パーキングパーミット制度」を積極的に推進する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

- (1) 違法駐車車両に対する交通指導取締りの推進
重点地域・路線等を重点に、危険・迷惑性の高い放置駐車違反等の交通指導取締りを推進する。
- (2) 保管場所法違反に対する交通指導取締りの推進
保管場所を確保していない自動車の長時間駐車等に対する交通指導取締りを推進する。
- (3) 駐車規制の見直し
都市総合交通規制区域内及び幹線道路等を中心とした駐車規制の点検・見直しを図る。
- (4) 路外駐車施設の整備促進
路上駐車規制の強化と併行して、各市の中心市街地における路上駐車の実態や駐車需要を把握した上で、駐車場整備地区及び駐車場整備計画を定め、公営駐車場の設置や民営立体駐車場建設に対する融資の斡旋等を行い、駐車場の整備促進を図る。
- (5) 放置駐車車両確認事務の民間委託
放置駐車車両の確認と標章の取付け事務を民間の法人に委託することにより、良好な駐車秩序の確立を図る。
また、委託業務を円滑に行うため、駐車監視員資格者講習、法人登録等を行う。
- (6) 各種制度の適正な運用
駐車実態の把握及び分析、関係機関・団体の意見要望を踏まえ、駐車規制からの除外措置及び駐車許可制度の適正な運用を図る。
- (7) パーキングパーミット制度の推進
障がい者等用駐車スペースの利用対象者に県内共通の利用証を発行する「パーキングパーミット制度」について、広く県民の理解と協力を得て、県下全域に浸透、定着するよう、積極的な周知・啓発に努めるとともに、平成24年度から開始した全国の導入府県との相互利用の実施等により、利用対象者の利便性の向上を図る。

8 道路の使用及び占用の適正化等

関係機関	松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、道路維持課、交通企画課、交通指導課、交通規制課
------	---

1 実施方針及び重点

道路交通の安全と円滑を図るため、道路使用及び占用の適正化を図ることを方針として許可を行うよう努める。

また、道路の不正使用及び占有物件に対する交通指導取締りを実施する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 道路使用及び占用の抑制

ア 道路使用及び占有許可の適正化

道路パトロールを強化し、道路法及び同法施行令、道路交通法及び同法施行令、愛媛県道路占有許可基準等による適正化を図る。また、イベント等の道路使用の許可に当たっては、実施主体に対して前向きな提案や具体的な代替案の提示等の適切な助言を行うなど、より弾力的で透明性の高い運用に努める。

イ 道路掘削工事等の指導強化

愛媛県地下埋設工事連絡協議会地方部会において、施行時期等に関して道路占有者間の相互調整を行うほか、工事施工者に対し交通安全を十分に確保する措置等について指導監督する。

また、愛媛県路上工事調整協議会において、各道路管理者及び占有企業者の協働の下、路上工事の縮減や改善に関する行動計画を策定し、調整を推進する。

(2) 不法占有物件等の排除

ア 交通妨害となる道路不法占有の商品、立看板類及び無許可道路使用に対する指導取締りの推進を図る。

イ 道路愛護思想の普及高揚

道路の不法占有物件を一掃するため、次により道路愛護思想の普及高揚を図る。

重点実施期間	広報媒体等
春の全国交通安全運動（4月6日～4月15日）	広報紙
道路ふれあい月間（8月1日～8月31日）	イベントの記者発表
秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）	広報紙
全国道路標識週間（10月1日～10月7日）	広報紙

ウ 駅前広場等の良好な環境確保とその機能低下防止のため、路上駐車自転車の整理及び放置自転車の撤去を図る。

(3) 交通安全活動推進センター

交通の安全と円滑の確保を図るとともに、道路利用者に対するサービスのため、愛媛県交通安全活動推進センターとして一般社団法人愛媛県交通安全協会を指定、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署が管轄する区域（ただし、島しょ部を除く。）において道路使用許可に関する調査業務を通じ道路使用許可の適正な運用を図る。

9 子供の遊び場等の確保

関係機関	子育て支援課、都市整備課、社会教育課、保健体育課
------	--------------------------

1 実施方針及び重点

子供の遊び場不足を解消し、路上遊戯による交通事故防止並びに快適で住みよい地域の環境づくりに資するため、身近な都市公園の整備を促進する。さらに、児童に健全な遊びを与える児童館の整備とその活動の充実強化を図るとともに、市街地における公立学校の施設や社会教育施設を開放するなど、子供の健全な遊び場や子供の居場所の確保に努める。

また、えひめこどもの城においては、子供たちが、豊かな自然環境の中で、遊び体験を始め自然体験、社会・文化体験等さまざまな体験活動を行う事業を実施する。

2 計画の内容

予 算 額	1,645,032 千円
-------	--------------

実施主体	種 別	箇 所	事業費(千円)	主 な 事 業 内 容
都市整備課	広域公園	2	950,411	管理施設、運動施設、便益施設、休養施設
	レクリエーション都市	6	351,709	管理施設、運動施設、便益施設、教養施設、休養施設
	総合公園	1	66,900	管理施設、修景施設、教養施設
子育て支援課	えひめこどもの城	1	221,300	管理運営
保健体育課	学校開放	体育館 小 170校 中 85校 中等教育 2校 高 14校 特別支援 1校 運動場 小 128校 中 68校 中等教育 1校 高 17校 特別支援 2校	—	※箇所数は令和2年度実績
社会教育課	公民館等社会教育施設及び学校	101	54,712	放課後子ども教室（地域ぐるみで育むえひめっ子未来創造事業）

第2節 交通安全思想の普及徹底

1 運転者教育の推進

関係機関	消防防災安全課、交通企画課、運転免許課
------	---------------------

1 実施方針及び重点

歩行者、自転車利用者のうち、特に子供、高齢者の保護を重点とした保護意識の醸成、思いやり運転の励行、悪質・危険運転の防止、全ての座席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用及び自転車乗車用ヘルメットの着用の徹底など運転者に対する交通安全教育を積極的に推進する。

特に、高齢運転者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、補償運転の励行や、必要に応じて運転免許自主返納を促し、若年運転者に対しては、暴走など無謀運転防止のための安全教育を徹底するほか、夕暮れ時の早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えキャンペーン、さらに交差点における交通事故防止を図るための対策を積極的に推進する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 実効ある運転者教育により、交通安全意識を身に付け、交通社会の構成員としての責任を自覚し、相手の立場を配慮しつつ良識ある行動がとれるような運転者を育成するため、実効ある教育の充実を図る。

- ア 更新時講習の効果的推進
- イ 特別学級編成による処分者講習・違反者講習及び高齢者講習の充実強化
- ウ 安全運転管理者等講習の充実と事業所等での運転者教育・指導の強化
- エ 指定自動車教習所における教習水準の維持向上
- オ 新規免許取得者に対する取得時講習の充実
- カ 高齢者世帯交通安全訪問活動の推進
- キ 二輪車安全運転推進委員会の活動推進
- ク 原付免許取得時講習の充実
- ケ 交通安全協会の地域活動の促進
- コ 安全運転管理者連絡協議会の活動促進
- サ 地域交通安全活動推進委員連絡協議会の活動促進
- シ 歩行者保護意識の醸成と横断歩道での正しい通行ルールに係る教育及び指導の強化
- ス 全ての座席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用に係る教育及び指導の強化
- セ 自転車乗車用ヘルメット着用促進の強化
- ソ 逆走行為の危険性に関する交通安全教育及び広報啓発活動の推進
- タ 交通安全教育車、自動車シミュレーター、動画KYT(危険予測トレーニング)を活用した実践的な交通安全教育の推進
- チ 先進安全自動車の安全運転に関する知識の周知
- ツ 高齢運転者対策の推進
- テ 運転免許自主返納制度の周知と各自治体による支援活動の推進
- ト “横断歩道止まろうキャンペーン”と「大人も手を上げよう運動」の周知と推進

2 幼児教育・学校教育の推進

関係機関	消防防災安全課、子育て支援課、保健体育課、義務教育課、高校教育課
------	----------------------------------

1 実施方針及び重点

保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教育活動全体を通じて計画的かつ継続的に交通安全管理・指導を行い、安全な生活を確保するとともに、心身の発達段階に応じて安全に行動できる実践的な態度や能力を養い、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう積極的な交通安全教育を推進する。

2 計画の内容

予 算 額	一般経常予算
-------	--------

(1) 幼児の交通安全教育の推進

幼児の行動特性や、事故の特徴等を十分理解し、日常的な指導の積み重ねにより、交通安全の習慣や態度を身につけさせるよう幼稚園及び保育所等において交通安全こじかクラブ等を活用し交通安全の指導の徹底を図る。

(2) 学校における交通安全教育の徹底

「愛媛県学校安全の手引（改訂版）」及び別表「学校等における交通安全教育の内容」を参考に、各校において、学校の実情に即した学校安全委員会等を設置するとともに、学校安全計画を策定し、計画的・組織的に学校の安全管理・安全教育の徹底を図る。

○主な事業

主管課	事業名	会場	人員	対象
保健体育課	総合危機管理等研修会	県下	約550人	幼・小・中・高校教員管理職
	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	県下	県下児童生徒	小・中学生
	各種交通安全運動の推進	県下	県下幼児児童生徒	幼・小・中・高校生
	通学路安全推進事業	県下小学校	県下児童（3市町）	小学生、小学校教職員等
義務教育課	生徒指導充実強化（生徒指導主事研修会）	各管内年1回	約400人	小・中学校教員
高校教育課	生徒指導充実強化（校外補導の充実）（非行防止教室の実施）	県下高校等	県下高校等生徒	高校生等
	生徒指導充実強化（生徒指導連絡協議会）	県下年2回	250人	県立学校教員

〔別表〕 学校等における交通安全教育の内容

重点事項 区分	1 交通安全指導の徹底	2 通園・通学時等の交通安全の確保	3 安全通学管理強調週間の実施
幼稚園 ・ 保育所 等	<ul style="list-style-type: none"> ○右側通行の励行と安全な歩行の徹底 ○道路の安全な横断の徹底 ○路上とび出しの禁止 ○信号の見方と安全確認 ○路上遊戯の危険と安全な遊び方 ○安全な生活習慣の形成 ○踏切の安全な渡り方の徹底 ○雨の日の安全な歩行 	<ul style="list-style-type: none"> ○通園路等の設定と安全点検の実施 ○親子ぐるみの安全通園等の指導徹底 ○通園バス等の安全運行 ○新入園児の安全通園等の指導徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全通園等の指導徹底 ○安全通園等の習慣形成
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○安全能力の開発 ○安全な歩行と横断の励行 ○車の直前・直後の横断禁止 ○踏切の安全な渡り方の徹底 ○交通規則や愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の理解と交通安全意識の高揚 ○雨天時、道路凍結時の安全な歩行 ○歩行・自転車乗車に関係ある道路標識の確認 ○「交通安全マップづくり」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路の設定と安全点検の実施 ○スクールゾーンの安全点検の実施と街頭指導の充実 ○集団登下校の実施と安全通学指導の徹底 ○新入学児童の安全通学指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全通学管理指導の徹底 ○安全通学の習慣形成
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○安全能力の向上 ○安全な歩行・横断の励行 ○交通規則や愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の遵守 ○交通安全意識の定着 ○安全な生活の実践 ○交通事故の原因と事故の特性についての指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路の設定と安全点検の実施 ○自転車通学生徒に対する指導（通学マナーの向上） ○街頭指導の徹底 ○新入学生徒の安全通学指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全通学管理指導の徹底 ○安全通学の励行
高等学校等	<ul style="list-style-type: none"> ○実践的な安全能力の向上 ○愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例や交通規則の遵守と交通安全行動の実践 ○交通道德の高揚、社会への貢献 ○参加体験型交通安全教育の推進 ○運転免許の仕組み及び運転者の義務責任についての指導と徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全通学方法の徹底 ○自転車通学生徒に対する指導（通学マナーの向上） ○街頭指導の強化 ○原動機付自転車、自動二輪車等通学生徒に対する安全指導の徹底 ○新入学生徒の安全通学指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全通学管理指導の徹底 ○安全通学の励行

（備考）特別支援学校については、上表の幼稚園及び学校等に準ずる。

重点事項 区分	4 地域等による交通安全活動	5 交通安全教育指導者研修会の開催	6 自転車・二輪車等による事故防止の徹底	7 各種交通安全運動の推進
幼稚園・保育所等	○こじかクラブの育成と自主的活動の推進 (注)交通安全こじかクラブ (昭和48年8月発足)	○指導力の向上 ○総合危機管理等研修会の開催	○幼児用自転車の安全な利用と事故防止の徹底 ○乗り物の安全な利用	○親子の交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底 ○自動車同乗中シートベルト・チャイルドシート着用の徹底 ○自転車保険等加入義務化
小学校	○地域見守り隊(スクールガード)による見守り活動の推進 ○青パトによる見守り活動の推進	○指導力の向上 ○自転車の安全な乗り方についての指導力の向上 ○地域学校安全委員会等の開催 ○総合危機管理等研修会の開催	○自転車安全教室の実施 ○自転車安全点検の実施 ○自転車の安全な乗り方指導の徹底 ○乗り物の安全な利用と自動車の特性の理解	○交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底 ○夜間反射材利用の推進 ○シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底 ○自転車保険等加入義務化
中学校		○指導力の向上 ○自転車の安全管理・指導の充実 ○地域学校安全委員会等の開催 ○総合危機管理等研修会の開催	○自転車安全教室の充実 ○自転車安全点検の自主的な実施 ○自転車の安全な利用と乗り方指導の徹底 ○自動車の特性と安全な行動の理解	○交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底 ○夜間反射材利用の推進 ○自転車の乗車マナーと駐車マナーの向上 ○シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底 ○自転車保険等加入義務化
高等学校等	○青パトによる見守り活動の推進	○指導力の向上 ○自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全管理・指導の充実 ○地域学校安全委員会等の開催 ○総合危機管理等研修会の開催	○自転車の安全指導・管理の徹底 ○二輪車安全運転講習会の充実 ○安全運転の徹底と事故防止 ○暴走族加入及び暴走行為等の未然防止 ○運転者の心身の状態や車両の特性の理解 ○自転車、原動機付自転車及び自動二輪車安全点検の実施	○交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底 ○夜間反射材利用の推進 ○自転車の乗車マナーと駐輪マナーの向上 ○シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底 ○自転車保険等加入義務化

3 若年者教育の推進

関係機関	消防防災安全課、保健体育課、高校教育課
------	---------------------

1 実施方針及び重点

運転免許取得前の若者に対し、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催することにより、交通安全意識の高揚を図り、若者の交通事故を防止する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 運転免許取得前の若者に対する指導

ア 交通安全教室に参加した学校関係者を中心に、学校での交通安全活動を通じて、若年者の交通事故防止の指導教育を促進する。

イ 交通安全教室に参加した保護者を中心にPTAと連携し、家族ぐるみによる若年者の交通事故防止の教育を促進する。

4 高齢者教育の推進

関係機関	消防防災安全課、長寿介護課、農政課農地・担い手対策室、交通企画課、運転免許課
------	--

1 実施方針及び重点

家族ぐるみ、地域ぐるみで高齢者を交通事故から守るため、毎月10日の「高齢者交通安全日」を中心に、「創ろう！シルバーセーフティ愛媛」を合言葉に、高齢者が通院する病院、デパート・スーパーの近くの交差点や横断歩道等、街頭における積極的な保護誘導活動等のシルバーサポート運動を推進するとともに、高齢者に対する個別訪問及び反射材の着用指導、直接貼付活動、交通安全声かけ活動、交通安全教育の徹底及び老人クラブ等における交通事故防止活動の促進を図る。

また、自転車・歩行者用シミュレーターを使用し、加齢に伴って生ずる身体機能の変化が道路における交通行動に及ぼす影響や、走行車両の直前直後横断等の高齢歩行者による法令違反に起因する死亡事故が多いことを理解させ、安全な道路の横断にかかる講習を実施する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 高齢者に対する参加・体験・実践型交通安全教育の推進

ア 対象者 県内の高齢者 約442,000人

イ 講習内容 夜間の交通実態を踏まえ、ライトによる蒸発現象、反射材の事故防止効果及び加齢に伴う身体機能の低下等を体験することにより、安全意識を高揚させるとともに、横断旗の使用など道路横断時の事故防止のための安全行動の徹底を図る。

また、自転車・歩行者用シミュレーターを活用した安全な道路の横断にかかる講習を実施する。

(2) 高齢者に対する指導の徹底

ア 地域住民等による高齢者に対する交通安全声かけ活動により、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図る。

イ 高齢者事故の多い地域に居住している高齢者宅を中心とした訪問指導や、夜間、歩行中の高齢者の履物、電動車いす、シルバーカー等への反射材の直接貼付活動等を強化する。

- (3) 交番、駐在所別高齢者事故防止対策の強化
地域住民と密着した活動を行う地域警察官が管内居住の高齢者に対し、巡回個別指導、集合教育、街頭指導等の諸対策を強化する。
- (4) 高齢農業者に重点をおいた農作業安全講習会の開催
高齢農業者に対し農業機械の安全な操作方法、点検整備等の周知徹底を図る。
- (5) 高齢者世帯訪問による個別指導の推進
警察が巡回連絡等で実施している高齢者をターゲットとした特殊詐欺の被害防止と併せた個別指導を行うとともに、民生委員・デイサービス等の高齢者福祉に係る機関・団体、企業等と連携した地域総ぐるみによる交通事故防止を図る。
- (6) 運転免許自主返納支援制度の周知及び拡充
加齢に伴って身体機能が低下し、運転に支障があると認められる高齢者及びその家族等に対し、支援制度を周知して運転免許の自主返納を促すとともに、同制度の支援事業所等の拡充に努める。
- (7) 安全運転サポート車及び安全運転サポート車限定免許の普及啓発
自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された安全運転サポート車（セーフティ・サポートカー）の普及促進に取り組むとともに、運転免許証の自主返納までの中間的な選択肢として、申請により運転することができる自動車の種類をサポートカーに限定する「安全運転サポート車限定免許」の普及啓発を推進する。
- (8) 愛媛県電動車いす安全利用登録制度の周知及び拡充
ナンバープレートのない電動車いすの利用者の把握を行うことで、利用者に対して事故情報の広報や交通安全教室への参加を直接呼びかけ、メーカー・販売店やレンタル会社と連携した交通事故防止を図る。

5 社会教育の推進

関係機関	消防防災安全課、障がい福祉課、社会教育課
------	----------------------

1 実施方針及び重点

幼児、高齢者の安全確保と地域住民の安全意識の高揚を図るため、地域社会の実態に即した指導計画に基づき、一人一人が安全を守る態度や能力を身につけるよう、適切な安全教育と安全意識の普及徹底を図る。

ア 社会教育関係団体（婦人会、PTA、愛護班等）において、地域住民の交通安全に関する運動の推進を図る。

イ 公民館活動を通じて交通安全運動の推進を図る。

ウ 障害者支援施設等で施設入所者等に対する交通安全教育を実施する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

主管課	事業名	会場	対象者
社会教育課	愛護班活動活性化事業	4会場	愛護班等指導者
	PTA育成指導事業	1会場	PTA役員等リーダー
	婦人社会奉仕活動推進事業	県内	地域一般
	公民館活動活性化ステップアップセミナー	3会場	公民館職員 公民館活動関係者 学校関係者
障がい福祉課	障害者週間（12月3日～12月9日）等の機会を捉えて、障害者支援施設等で施設入所者等に対する交通安全教育を実施する。		

6 自転車利用者教育の推進

関係機関	松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、消防防災安全課 長寿介護課、道路維持課、保健体育課、義務教育課 高校教育課、交通企画課、交通指導課
------	---

1 実施方針及び重点

自転車利用者に対し、平成25年7月施行の「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に則した交通ルールの浸透と実践のための安全教育を強化するとともに、関係機関・団体と連携した実効ある取組により安全利用の徹底を図る。

2 計画の内容

予 算 額	一 般 経 常 予 算
-------	-------------

(1) 自転車利用者に対する安全教育の推進による指導の強化

ア 自転車安全利用に関する人材育成

自転車安全利用セミナーを受講した市町の職員等をスタッフとして、幼児・児童・保護者を主な対象とした「地域自転車安全利用ワークショップ」を開催し、自転車の安全利用に関する教育を推進するとともに、指導員としてのスキルアップを図る。

イ 高校生自転車交通マナー向上対策の実施

高校生の自転車通学生を主たる対象とし、「シェア・ザ・ロード」の考えに沿った交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図ることにより、自転車に関与する交通事故の防止を図る。

ウ 交通マナーアップ運動の実施

中学生・高校生に対し自転車の利用方法等の指導を行うため、交通マナーアップクラブを通じた交通安全教育を実施する。

エ 自転車安全教室の実施

「自転車安全教室」を積極的に実施し、「自転車運転者講習制度」の周知、自転車ルールの遵守、交通マナーの向上、自転車乗車用ヘルメットの着用など、安全利用意識の向上を図る。

オ 自転車安全教育指導員等による交通安全教育の推進

交通安全協会で育成する「自転車安全教育指導員」等による教育活動を普及させ、自転車安全教育を受けられる環境を構築するとともに教育活動を推進する。

カ 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

自転車利用者による飲酒運転、信号無視、携帯電話使用、制動装置不良等、悪質・危険な違反者に対する交通指導取締りを徹底するとともに、アラームカードを活用した指導警告により、自転車利用者の安全意識の高揚を図る。また、児童・生徒に係る「自転車の交通違反情報学校連絡制度」の効果的な運用により、児童・生徒を「交通事故の被害者にも加害者にもさせない」という意識の高揚を図る。

キ 放置自転車の整理

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を効果的に運用するため、関係機関と協力し、道路に駐車中の自転車の整理、相当の期間にわたり放置された自転車の撤去に努める。

ク 成人等への自転車安全教育の機会の提供

現在教育が不十分な大学生等、成人及び高齢者への自転車安全教育の機会を提供するため、学校、企業、自転車販売店等に協力を求めるとともに安全教育への参加意欲を付与する働き掛けを

行う。

ケ 自転車乗車用ヘルメットの着用促進

「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の趣旨に基づき、「自転車マナー先進県」を目指し、また、令和5年4月1日施行の道路交通法改正に伴い努力義務化されたことを受けて、全ての年齢層における自転車乗車用ヘルメットの着用促進を図る。

コ 自転車損害保険等への加入義務化（条例改正：令和2年4月1日施行）

「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正で自転車損害保険への加入が義務化されたことに伴い、自転車事故の被害者救済のため、自転車利用者・事業者等に対して自転車安全整備制度（TS マーク）を含め自転車損害保険等への加入促進を図る。

7 効果的な広報の実施

関係機関	全機関
------	-----

1 実施方法及び重点

広く県民に交通安全思想の普及徹底を図るため、「交通安全の日」（毎月20日）、「高齢者交通安全日」（毎月10日）、「自転車安全利用の日」（毎月10日）、「各交通安全運動」等を通して、各種広報媒体を活用し、交通事故実態に即した広報、日常生活に密着した広報を推進する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 四季における交通安全運動の推進

運動の種類	実施時期	運動の重点
春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日	○運動の重点 【全国重点】 ・こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践 ・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行 ・自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守 【愛媛県重点】 「 ^{えがお} 愛顔あふれる愛媛」の実現に向けた交通事故防止対策の推進
秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日	○運動の重点 【全国重点】 未定 【愛媛県重点】 未定
夕暮れ時の早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えキャンペーン	10月1日～12月31日	重点日：10月21日、11月20日
年末の交通安全県民運動	12月21日～12月31日	未定

(2) 「交通安全の日」の推進

毎月20日（その日が日曜・祝日等の休日及び土曜日にあたる場合は、これらの日の翌日）を「交通安全の日」として、月別重点目標による県民運動を推進する。

○「交通安全の日」月別重点目標

回	実施日	推 進 重 点
613	4月22日(月)	○新入学(園)児の交通事故防止 ○シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
614	5月20日(月)	○過労・体調不良時運転の防止 ○飲酒運転の追放
615	6月20日(木)	○暴走族の追放と暴走を許さない環境づくりの推進 ○違法・迷惑駐車の一掃
616	7月22日(月)	○高速道路の安全利用の促進 ○暴走族の追放と暴走を許さない環境づくりの推進
617	8月20日(火)	○過労・体調不良時運転の防止 ○二輪車の交通事故防止
618	9月20日(金)	○シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○飲酒運転の追放 ○自賠責保険への加入促進の広報啓発活動の実施 ○自動車点検整備の重要性の広報啓発活動の実施
619	10月21日(月)	○夕暮れ時と夜間・早朝の交通事故防止 ○交差点の交通事故防止
620	11月20日(水)	○夕暮れ時と夜間・早朝の交通事故防止 ○過積載運行の追放
621	12月20日(金)	○夕暮れ時と夜間・早朝の交通事故防止 ○飲酒運転の追放
622	1月20日(月)	○積雪・凍結時の交通事故防止 ○飲酒運転の追放
623	2月20日(木)	○積雪・凍結時の交通事故防止 ○交差点の交通事故防止
624	3月21日(金)	○横断旗の活用促進 ○通学(園)路・学校周辺道路の点検・整備

(3) 「高齢者交通安全日」の推進

毎月10日(その日が日曜・祝日等の休日及び土曜日にあたる場合は、これらの日の翌日)を「高齢者交通安全日」として、月別重点目標による県民運動を推進する。

○「高齢者交通安全日」月別重点目標

回	実施日	推 進 重 点
433	4月10日(水)	○高齢者の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止とヘルメットの着用推進 ○高齢ドライバーの交通事故防止
434	5月10日(金)	○高齢者の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止とヘルメットの着用促進 ○高齢者に対する交通安全教育の推進
435	6月10日(月)	○高齢者の特性を理解した「ゆずりあい・思いやり運転」の励行 ○横断旗の活用促進
436	7月10日(水)	○高齢ドライバーの交通事故防止 ○地域ぐるみによる横断歩道・交差点における保護・誘導活動の推進
437	8月13日(火)	○高齢者にやさしい交通環境の点検整備 ○地域ぐるみによる横断歩道・交差点における保護・誘導活動の推進
438	9月10日(火)	○世代間交流等による参加・体験・実践型交通安全教育の推進 ○交通安全声かけ活動の推進
439	10月10日(木)	○電動車いす利用者への交通安全教育の推進 ○夜間外出時の反射材・明るい服装の着用促進

440	11月11日(月)	○高齢者の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止とヘルメットの着用推進 ○夜間外出時の反射材・明るい服装の着用促進
441	12月10日(火)	○高齢者の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止とヘルメットの着用推進 ○夜間外出時の反射材・明るい服装の着用促進
442	1月10日(金)	○高齢者の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止とヘルメットの着用推進 ○夜間外出時の反射材・明るい服装の着用促進
443	2月10日(月)	○地域ぐるみによる横断歩道・交差点における保護・誘導活動の推進 ○夜間外出時の反射材・明るい服装の着用促進
444	3月10日(月)	○高齢ドライバーの交通事故防止 ○高齢者に対する保護・誘導活動の推進

(4) 「自転車安全利用の日」の推進

毎月10日(その日が日曜・祝日等の休日及び土曜日にあたるときは、これらの日の翌日)を「自転車安全利用の日」として、月別重点目標による県民運動を推進する。

○「自転車安全利用の日」月別重点目標

回	実施日	推 進 重 点
130	4月10日(水)	○新生活に伴う自転車安全利用の促進 ○自転車乗車用ヘルメットの着用促進 ○歩道通行時の速度抑制や押し歩きの促進
131	5月10日(金)	○自転車乗車用ヘルメットの着用促進 ○自転車損害保険等への加入促進 ○「思いやり1.5m運動」及び「走ろう！車道運動」の実践 ○自転車安全利用の広報啓発活動の実施
132	6月10日(月)	○自転車損害保険等への加入促進 ○自転車の定期的な点検・整備の促進
133	7月10日(水)	○「シェア・ザ・ロード」の精神の普及促進 ○自転車乗車用ヘルメットの着用促進 ○歩道通行時の速度抑制や押し歩きの促進
134	8月13日(火)	○「走ろう！車道運動」の実践○高齢者の自転車事故防止
135	9月10日(火)	○自転車乗車用ヘルメットの着用促進 ○「思いやり1.5m運動」の実践
136	10月10日(木)	○夕暮れ時と夜間・早朝の自転車事故防止 ○自転車損害保険等への加入促進
137	11月11日(月)	○「思いやり1.5m運動」及び「走ろう！車道運動」の実践 ○夜間乗車時の反射材・明るい服装の着用促進 ○歩道通行時の速度抑制や押し歩きの促進
138	12月10日(火)	○自転車乗車用ヘルメットの着用促進 ○夜間乗車時の反射材・明るい服装の着用促進
139	1月10日(金)	○自転車の定期的な点検・整備の推進 ○歩道通行時の速度抑制や押し歩きの促進
140	2月10日(月)	○車道左側設置の歩道通行の促進 ○自転車損害保険等への加入促進
141	3月10日(月)	○自転車乗車用ヘルメットの着用促進 ○家庭における自転車交通安全教育の促進

(5) 「交通事故死ゼロを目指す日」の推進(春4月10日、秋9月30日)

記録の残る昭和43年以降、全国では、交通死亡事故が毎日発生している状況から、交通安全に対する新たな国民運動として、平成20年に制定された。

関係機関・団体等は、相互連携による各種キャンペーン等を重点的かつ集中的に展開するとともに、各種広報媒体を活用した効果的な広報啓発活動を推進する。

(6) 報道機関を通じた広報

実施主体	広報媒体	題名	時期	時間	報道機関
警察本部	ラジオ	道路交通情報	月曜～金曜	7:58～8:00	NHK (含むNHK-FM)
				11:50～11:53	
				17:58～18:00	
				8:45～8:47	FM愛媛
				16:45～16:47	
				7:51～7:53	
				8:15～8:17	
				14:10～14:12	南海放送
				17:15～17:17	
				毎週土曜	
		14:10～14:12			
		祝日	8:45～8:47	FM愛媛	
16:45～16:47					
ストップ交通事故	毎週月曜	8:45～8:50	南海放送		
セーフティドライブ	毎週土曜	9:25～9:30	FM愛媛		
新聞	各種交通安全運動	随時	各社		
テレビ	交通安全ココワ Tube	毎週月曜	20:54～21:00	愛媛朝日テレビ	
広報広聴課	テレビ	えひめの愛顔発信 # ひめ推し	日曜	20:54～21:00	南海放送
		週刊みきゃんTimes	木・金曜	60秒間・各1回	南海放送
		TV広報えひめ	毎日放送	3分間番組を月30回程度リピート放送	愛媛CATV
	ラジオ	毎日こみきゃん便り	月～金曜	11:08～11:09	南海放送
	県広報紙	愛顔のえひめ	年12回、毎月原則1日直近の日曜日	新聞折込(朝刊)	
	その他	県公式SNSアカウントによる広報			

(7) 広報資料の作成配布

ポスター、リーフレット、ステッカー等各種交通安全運動用の広報資料を作成配布する。

(8) 広報車、放送施設利用の広報

広報車及び有線放送等放送施設を積極的に活用する。

(9) 市町広報紙等への資料提供

市町その他関係機関・団体の広報紙、機関紙へ積極的に資料を提供する。

8 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、消防防災安全課、長寿介護課、交通企画課
------	---------------------------------

1 実施方針及び重点

民間団体を積極的に指導し、自主的な交通安全運動が活発に推進されるよう助言・支援する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 交通安全関係団体の育成指導

交通安全協会、交通安全母の会、老人クラブ、安全運転管理者協議会、バス協会、トラック協会等の主体的活動の推進に努め、交通安全活動の活発化を促進する。

(2) 県交通安全協会等が行う事業に対する助言・協力

県交通安全協会及び県二輪車安全運転推進委員会が行う事業のうち、特に次の事業についての積極的な助言・協力

名 称	時 期	対 象 者
二輪車安全運転講習	5月～8月	県下各高等学校生徒
交通安全子供自転車愛媛県大会	6月22日	子供
二輪車安全運転愛媛県大会	6月1日	○第一種原動機付自転車運転免許取得者 ○普通自動二輪車運転免許取得者

(3) 交通安全県民大会における交通安全功労者、団体の表彰

(4) 交通安全母の会の活動

母親による交通安全コミュニティ活動を促進し、交通事故のない明るい地域社会づくりの推進に寄与する。

ア 理事会・総会の開催

イ 交通安全啓発活動の実施

ウ 高齢者等交通事故防止対策事業

9 交通安全に関する普及啓発活動の推進

関係機関	全機関
------	-----

1 実施方針及び重点

県民一人一人が、交通安全を自らの問題として認識し、関心を持つことが必要であることから、県民が受け入れやすいよう内容、手法に工夫を凝らし、効果的な普及啓発活動を推進する。

2 計画の内容

(1) 飲酒運転等を許さない社会環境づくり

飲酒運転の根絶を図るため、地方公共団体を始めとする関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。

(2) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進

良好な自転車交通秩序の実現を図るため、自転車利用者に対するルールの周知及び安全教育を推進するほか、全ての年齢層における自転車乗車用ヘルメットの着用など、自転車の安全利用を促進するための施策を推進する。

(3) 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席でのシートベルト着用の徹底を図るため、市町、関係機関・団体等と連携し、交通指導取締りや各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を活用して、広報啓発を図るとともに、衝突実験映像やシートベルトコンビンサー(模擬衝突体験車)を活用するなどして、着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。

(4) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用方法及び使用効果について、幼稚園・保育所、病院、販売店等と連携した取付講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取付け方等適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

(5) 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が高い反射材用品等の普及を図るため、高齢者を中心に、全ての年齢層を対象として、各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発活動を推進する。

(6) 効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上

地方公共団体や関係機関・団体等と連携して、「交通事故死ゼロを目指す日」等の各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレット等を配布するなど、県民一人一人が交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通マナーを向上するように、効果的な広報啓発活動を推進する。

(7) 高速道路における逆走事案防止対策の推進

逆走事案を防止するため、道路管理者と連携し、逆走事案発生箇所の現場点検や逆走防止装置の設置、規制標識の改良等を行うほか、逆走行為の危険性に関する交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。

(8) 子供・高齢者・障がい者を始めとする歩行者に対する保護意識の向上

(9) 妨害運転の防止

10 交通安全推進体制の強化

関係機関	全機関
------	-----

1 実施方針及び重点

交通安全対策を推進する関係行政機関との連絡調整及び県民総ぐるみ運動実施体制の充実強化を図り、県民一体となった交通安全推進体制の確立を図る。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 交通安全対策会議の運営

○ 幹事会の審議等

区分	主な審議事項等
委員会	令和6年度愛媛県交通安全実施計画の決定
幹事会	令和6年度愛媛県交通安全実施計画（案）の作成

(2) 交通安全対策関連事業の推進

ア 交通安全教育の充実

(ア) 高齢者に対する交通安全教育

- 老人クラブへの加入促進と交通安全教育の充実
- 高齢者交通安全リーダーの養成
- 高齢者自転車教育

(イ) 二輪運転者に対する交通安全教育

- 二輪車の特性に応じた安全運転の啓蒙
- ライダークラブ等組織の育成指導
- 二輪車交通安全教室の積極的開催

(ウ) 自転車利用者に対する交通安全教育

- ヘルメット着用の普及促進
- サイクリングガイドの育成
- TSマークの周知及び自転車損害保険等への加入促進

(エ) 飲酒・暴走運転の追放

- 地域、職場、学校における青少年指導の強化
- 不正改造車排除運動の推進
- 飲酒・暴走運転追放気運の醸成

イ 道路交通環境の整備

(ア) 高齢者に配慮した交通安全施設の整備

(イ) 「通学路対策」事業の推進

(ウ) 交通渋滞解消のための交差点の改良及び情報収集装置の整備

(エ) カーブの改良及び多車線化等道路整備の促進

(オ) 交通渋滞を知らせる交通情報収集提供装置の整備

(カ) 道路の新設、改良にあわせた安全施設の整備、無電柱化の推進

(キ) 総合的な交通規制等の推進

(ク) 生活道路対策、ゾーン30プラスの推進

ウ 交通事故負傷者に対する救命対策

- (ア) 交通事故発生時の通報要領の啓発
- (イ) 救急車両の優先通行権等についての運転者教育の充実
 - 更新時講習等において啓発
- (ウ) 救急車両の適正利用を含めた救急知識の普及、啓発
- (エ) 救急隊員の能力の向上
 - 消防学校における教養の充実
- (オ) 住民に対する応急手当の普及啓発の推進
 - 住民に対する応急手当の普及講習の開催
- (カ) 急患と事故による救急患者に対する救急医療施設の応需体制の明確化
- (キ) ドクターカーの活用
- (ク) 救急車両の充実・強化
- (ケ) 各消防本部における高規格救急車両の導入・配置
- (コ) 救急車両と医療機関との通信連絡回線の整備
 - 救急車両と病院との直接無線施設の整備
- (サ) 救急医療体制の充実・強化
 - ドクターヘリの積極的な活用
 - ドクターヘリ運航不能時の県消防防災ヘリコプターの代替活用

令和6年度交通安全対策関連事業当初予算内訳

項目	事業名	予算額 (千円)	事業内容	担当課
交通安全 対策事業	通学路安全 推進事業	1,302	○愛媛県通学路安全推進委員会の設置 ○通学路安全対策推進モデル地域への委託 ○通学路安全対策アドバイザーの派遣	保健体育課
	高校生自転車交 通マナー向上 対策事業	620	○高校生自転車交通マナーアップ会議の開催 ○自転車交通マナー向上対策実践校の指定	
	交通安全 対策事業	1,635	○交通安全県民大会 737千円 ・令和6年8月21日、市民会館 ○交通事故防止対策 430千円 ・各交通安全運動（春4月6日～4月15日、 秋9月21日～9月30日、年末12月21日～12月31 日） ○暴走族追放キャンペーン 0千円 （6月20日～7月10日） ○交通安全県民総ぐるみ運動推進 270千円 ・運営会議の開催、年間実施要綱の作成 ○交通死亡事故多発緊急事態宣言の発令 20千円 ○無事故・無違反コンテスト 0千円 ・えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会の 支援（8月31日～12月31日、123日間） ○安全・安心ふれ愛フェア 0千円 ・参加・体験型フェアの開催 ○高齢者等交通事故防止対策 150千円 ○交通安全対策企画推進費 28千円 ・交通安全対策会議の運営、令和5年度交通安全 実施計画の作成	消防防災 安全課
	自転車安全利用 対策事業	4,660	○自転車安全利用研究協議会の運営 213千円 ○シェア・ザ・ロード精神の普及啓発 629千円 ○自転車交通安全CMコンテスト事業 3,769千円 ○自転車ヘルメット着用推進事業等の拡大 49千円	
事業所内 教育事業	安全運転管理者 講習実施委託費	14,787	○一定台数以上の自動車を使用する事務所等で選任 されている「安全運転管理者」等の管理指導能 力、知識向上のための講習の充実強化 ・安全運転管理者講習 講習回数 40回 ・副安全運転管理者講習 講習回数 8回	警察本部 交通企画課
違法駐車 対策事業	放置車両確認 事務委託費	17,978	○駐車違反（放置車両）の確認及び標章の取付け事 務 委託警察署 ・令和6年4月1日～令和7年3月31日 今治警察署、松山東警察署 ・委託規模 1日最大1ユニット （1ユニットは、駐車監視員2人1組）	警察本部 交通指導課
ソフト 事業計		43,182		

施設 整備事業	交通安全施設等 整備事業費	1,518,197	・歩道 ・交差点改良 ・防護柵	・自転車歩行者道 ・路肩改良 ・標識	道路維持課
	災害防除事業費	71,576	・非常用設備	・道路情報提供装置	
	交通安全一種 事業費(県単)	14,000	・歩道		
	交通安全二種 事業費(県単)	288,370	・防護柵 ・交通環境(植樹管理)	・区画線	
	特定交通安全施設等整備事業費	424,254	○信号機の新設、高度化及び改良 ○通学路対策○生活道路対策		警察本部 交通規制課
	県単独交通安全施設整備事業費	262,511	○道路標識及び標示の整備 ○信号制御機の更新、信号灯器の増灯		
システム 整備事業	放置駐車違反 管理システム等 運用費	26,661	○放置駐車違反管理システム等の運用管理 違反車両の使用者に対する放置違反金の納付命令、督促、滞納処分、車両の使用制限等の業務		警察本部 交通指導課
	運転免許電子 計算機運用費	251,732	○運転免許センター設置の電子計算機及び警察署等 免許窓口設置の電子署名生成装置等の運用管理		警察本部 運転免許課
ハード 事業計		2,857,301			
合計		2,900,483			

(3) 交通安全県民総ぐるみ運動の実施

名 称	開催日等	対 象 者 等
第63回交通安全県民大会	令和6年8月21日	・市町職員、交通指導員等 ・交通安全功労者の表彰
総ぐるみ運営会議	年1回	・交通安全県民総ぐるみ運動本部運営委員
総ぐるみ緊急運営会議	随 時	

(4) 交通対策班の運営

交通安全施策の企画推進、調査研究、連絡調整を行う。

(班長：消防防災安全課主幹 班員 16課19名で構成。)

(5) 中国・四国ブロック交通安全対策主管課(室)長会議の出席

開 催 地	主 な 協 議 事 項 等
鳥取県	・高齢者の交通事故防止対策について ・自転車安全利用方策について

第3節 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

関係機関	交通企画課、運転免許課
------	-------------

1 実施方針及び重点

指定自動車教習所に対する指導監督を強化し、教習体制及び教習水準の向上に努め、初心運転者の資質の向上を図るとともに、新規免許取得者に対する教育の充実、運転免許更新時講習の充実等運転者教育の充実を図る。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 指定自動車教習所の教育体制等の充実

ア 指定自動車教習所に対する指導監督の強化

種 別	内 容
総合検査	各教習所 毎年1回以上
随時検査	随 時
技能抽出検査	随 時

イ 教習指導員・技能検定員の資質の向上

種 別	内 容
教習指導員の審査	年4回
教習指導員の講習	年2回 2日間 9時間
技能検定員の審査	年3回
技能検定員の講習	年4回 2日間 10時間
副管理者の講習	年2回 1日間 6時間

ウ 指定自動車教習所における運転免許取得者教育の推進

免許取得者の運転技能の向上と道路交通に関する知識を深めさせるための教育の実施

エ 指定自動車教習所における安全意識を高めるための教習の実施

オ 指定自動車教習所における初心運転者講習及び若年運転者講習の実施

カ 普通自動車教習生及び準中型自動車教習生に対する原付教習の実施

キ 新規運転免許取得者に対する取得時講習の実施

ク 地域における交通安全教育センターとしての活動促進

ケ 指定自動車教習所協会を通じた指導・監督の実施

(2) 新規運転免許取得者の教育の充実

ア 運転免許試験合格者の教育の実施

(ア) ワンポイントアドバイスの適切な実施

(イ) 合格者に対する安全講習の充実

(ウ) 視聴覚教材の効果的活用

イ 免許取得時講習の実施

(ア) 新規免許取得者に対する取得時講習の実施

- (イ) 原付免許受験者に対する原付免許取得時講習の実施
- (3) 運転免許停止処分者講習の充実
 - ア 講習指導員の適切な運用による効果的講習の実施
 - イ 受講者の態様に応じた学級編成の推進
 - ウ 運転適性診断の結果に基づく積極的指導と運転シミュレーター等の効果的活用による個別指導の強化
 - エ 視聴覚教育、技能講習の推進
- (4) 運転免許更新時講習の充実
 - ア 講習委託機関に対する適切な指導監督
 - イ 受講者の態様と個々の属性に応じたきめ細かな講習の推進
 - ウ 講習内容の充実と施設の整備改善
- (5) 特定講習（取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習）の充実
 - ア 指定講習機関に対する適切な指導監督
 - イ 受講者の特性に応じた小グループ講習及びディスカッション形式による指導の推進
 - ウ 運転適性診断、運転技能診断（運転シミュレーター、実車）及びカウンセリングの適切な推進
 - エ 視聴覚器材等、資器材の活用
- (6) 高齢者講習の充実
 - ア 講習委託機関等に対する適切な指導監督
 - イ 少人数のグループ編成による講習の実施
 - ウ 視聴覚、運転適性検査器材等の活用
 - エ きめ細かな実車指導と能力・特性に応じた個別指導
- (7) 自動車安全運転センターの効果的運用による運転者対策の推進
 - ア 無事故、無違反証明書の積極的活用による優良運転者の賞揚とSDカード（無事故、無違反の証）携帯の推進
 - イ 運行管理者、安全運転管理者選任事業所に対する運転記録証明書の積極的活用による安全運転管理の徹底
 - ウ 指定自動車教習所卒業生に対するSDカード交付による初心運転者事故防止の推進
 - エ 運転免許停止直前の運転者に対して安全運転を呼びかける累積点数通知業務の積極的推進、特に若年運転者に対する暴走運転防止の喚起

2 運転免許業務の推進

関係機関	運転免許課
------	-------

1 実施方針及び重点

改正道路交通法の円滑な運用及び運転免許試験の円滑化、施設・教材等の整備により県民サービスの向上を図る。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

- (1) 一定の病気等に対する運転者対策の推進
 - ア 免許申請・免許証更新時における質問票の交付
 - イ 安全運転相談業務の適正な推進
 - ウ 医師会等との連携の推進
 - エ 迅速かつ適確な臨時適性検査等の実施
 - オ 免許を取り消された場合の免許再取得に係る試験の一部免除周知
- (2) 悪質・危険運転者の早期排除に向けた行政処分の実施
 - ア 悪質重大事故に対する仮停止制度の積極的運用
 - イ 飲酒・ひき逃げ等の悪質・危険運転に対する迅速な処分
 - ウ 飲酒・無免許運転の周辺罪に対する迅速な処分
 - エ 重大違反唆し等や危険性帯有者に対する迅速な処分
 - オ 行政処分未執行者の一掃
- (3) 運転免許業務の円滑な推進
 - ア IC免許証交付時における適正な業務の推進
 - イ 免許管理業務の高度化への対応
電算システムの機器の更新と円滑な運用
 - ウ 免許事務委託機関に対する適切な指導監督
- (4) 運転免許試験の円滑化
 - ア 適切な受験者支援
 - (ア) 免許窓口及び免許試験の受験環境の整備
 - (イ) 障がい者のための環境整備の促進
 - (ウ) 運転者用の視聴覚教材の整備
 - イ 適正な原付・小特免許試験の実施
 - ウ 講習施設及び資器材の整備充実
 - エ 運転免許関係相談の適切な実施
 - オ 聴覚障がい者に係る免許試験の円滑な実施

3 自動車運送事業者等の安全対策の充実

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、交通企画課、地域政策課交通政策室
------	------------------------------

1 実施方針及び重点

- (1) 自動車運送業者に対して、適正な運行管理の徹底を図るため、監査等により指導監督を強化するとともに、事業者団体等を通じて指導を行うほか、「運輸安全マネジメント」を推進することにより、事業者の経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を図る。
また、自動車運送適正化事業実施機関を通じた指導により、過労運転、過積載の防止等安全運行の確保の徹底を図る。
さらに、自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化及び令和4年施行の安全運転管理者の業務としての酒気帯びの有無の確認等の義務化を周知して安全運転管理業務を促進することにより、飲酒運転の根絶を図る。
- (2) 国土交通大臣が認定する運行管理者に対する指導講習については、講習内容の充実と講師の能力の向上を図り講習水準を向上させ、効果的な講習の実施を図り、受講を積極的に促進する。
さらに、運転者の適性診断の積極的な受診を促進するとともに、診断結果を活用した効果的な安全教育が図られるよう努める。
- (3) 安全運転管理者制度、運転者講習の充実を図り、危険運転者の早期排除に努める。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

- (1) 自動車運送事業者に対する指導監督
 - ア 巡回監査の実施
バス、タクシー、トラック事業者に対し、巡回監査を随時実施
 - イ 監査の実施
重大事故発生時においても監査を実施するとともに、道路運送法等違反による行政処分の強化
 - ウ 立入調査の実施
交通安全運動、年末年始輸送安全総点検期間を重点に随時実施
 - エ 高速道路における事故を防止するため、高速バス、トラック、タクシー等の指導の強化
- (2) 自動車運送適正化事業実施機関における指導等の強化
輸送の安全を確保するため、酒気帯び運転、過労運転、過積載の防止等の指導の強化
- (3) 自動車運転代行業者に対する指導等の強化
自動車運転代行業における適正・安全な役務を提供するため、自動車運転代行業者に対する指導・管理の強化
- (4) 国土交通大臣が認定する指導等の推進
 - ア 運行管理者等の基礎講習及び一般講習
運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する基礎的又は最新の知識の取得を目的とする講習の実施と対象者の受講の促進
 - イ 運行管理者の特別講習
自動車事故又は輸送の安全に関する法令違反の再発防止を目的とする講習の実施と対象者の受講の促進
 - ウ 運転者の適性診断
 - (ア) 自動車運送事業に従事する運転者の初任診断、適齢診断、特定診断の受診及び一般診断の定期受診を促進し、診断結果に基づく効果的な安全教育の実施を指導する。
 - (イ) 自動車整備、販売等の運輸関係事業の自家用運転者の一般診断の受診を呼びかける。

- (5) 安全運転管理者制度の充実強化
 - ア 安全運転管理者等未選任事業所の一掃
 - イ 安全運転管理者に関する報告と資料の提出命令制度の積極的活用
 - ウ 講習受託機関に対する適切な指導監督
 - エ 安全運転管理者等講習の充実と未受講者の一掃
 - オ 問題事業所の安全運転管理診断と個別指導の徹底
 - カ 安全運転管理者等による運転者の酒気帯びの有無の確認等安全運転管理業務の徹底
 - キ 安全運転管理者等の積極的自主活動の促進
 - ク 安全運転管理者協議会の活動促進
 - ケ 運転適性検査指導者の養成による安全運転管理体制の確立
 - コ 優良安全運転管理事業所等に対する表彰制度の効果的運用

4 交通労働災害の防止等

関係機関	愛媛労働局
------	-------

1 実施方針及び重点

(1) 交通労働災害防止対策の推進

「交通労働災害防止のためのガイドライン（平成30年6月1日改正）」の周知徹底を図るとともに、関係団体及び関係行政機関と連携して事業場における交通労働災害防止活動を推進する。

(2) 自動車運転者の労働時間等の改善対策の推進

自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、もって交通労働災害の防止に資するため、自動車運転者を使用する事業場に対して、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）の遵守の徹底を図る。

(3) 時間外労働の上限規制等の周知

令和6年4月1日に、自動車運転の業務に係る時間外労働の上限規制及び令和4年12月に改正された「改善基準告示」が施行されたことから、関係団体と連携して周知を図る。

2 計画の内容

(1) 交通労働災害防止対策の推進

業種横断的な対策として、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間の管理、走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主・元請による配慮などを積極的に推進し、交通労働災害の防止を図る。

また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体及び関係行政機関と連携して、交通安全運動期間中や全国安全週間及び全国労働衛生週間の期間中（準備期間を含む。）を重点に、事業場における「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の実施を推進するとともに、事業場に対する集団指導、個別指導を実施する。

(2) 自動車運転者の労働時間等改善対策の推進

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の関係法令及び「改善基準告示」の履行を確保するための監督指導を実施するとともに、過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害の発症を予防するため、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」に基づき、時間外労働の削減及び健康管理対策を図るための指導を実施する。

また、関係行政機関において相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施する。

(3) 時間外労働の上限規制等の周知

令和6年4月1日に、自動車運転の業務について、特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限時間が960時間となったこと及び令和4年12月に改正された「改善基準告示」が施行されたことから、あらゆる機会をとらえて周知する。

また、トラック運転者の長時間労働の抑制のため、労働基準監督署において、発着荷主に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないことについて要請するなどの取組を実施する。

5 道路交通に関する情報の充実

関係機関	松山地方气象台、四国総合通信局、松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、消防防災安全課、道路維持課、交通規制課
------	---

1 実施方針及び重点

- (1) 道路利用者に対し必要な道路情報及び交通情報を提供するため、交通管制センターの整備拡充、道路交通情報センターの活動の充実及び道路パトロールの強化等の積極的活用を図る。
- (2) 道路交通に影響を及ぼす台風、大雪、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。
また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、気象情報等の充実を行う。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 道路交通情報の充実

- ア 交通管制センターの整備拡充を行い、交通情報の収集・提供の機能を強化する。
- イ 道路交通情報センター（松山センター）の活動の充実
道路交通情報センターの活動を充実し、県下及び全国の道路交通情報の道路利用者への提供
- ウ 道路巡回の適切な運用
道路巡回の適切な運用を行い、道路交通情報を道路利用者へ提供する。
- エ 道路情報板等の整備
道路危険箇所、道路工事等の情報を収集し、道路情報板等を通じて、道路利用者に適切に情報提供する。

(2) 気象情報等の充実

- ア 気象観測予報体制の整備等
台風、大雨、竜巻等の激しい突風等の気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。
- イ 地震・津波・火山の監視・警戒体制の整備等
地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して、地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。
 - (ア) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進
緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行う

とともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(イ) 津波警報等の確実な運用

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う（気象庁本庁及び大阪管区気象台における対応）。

ウ 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(ア) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生危険度を地図上にリアルタイムに表示する「特別警報、大雨・洪水警報のキキクル(危険度分布)」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性について呼びかけや積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(イ) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報等

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等を行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催する。

(3) 「高度道路交通システム」（ITS）の導入推進

情報通信技術（ICT）を活用し、人・道路・車を一体のシステムとして構築することにより、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした「高度道路交通システム」（ITS：Intelligent Transport Systems）について、費用対効果、当県における導入の可否を勘案しつつ、更なる導入を推進する。

(4) 道路交通情報提供の充実・強化

ア ドライバーへの道路交通情報の提供手段としては、ラジオ放送や交通情報板によるもののほか、

渋滞や交通規制等の道路交通情報をカーナビゲーションシステムの画面に文字・図形にて表示する道路交通情報通信システム(VICS)が運用されているが、新たにV2X(Vehicle to everything:車とあらゆるものとの通信)システムを導入するための周波数の検討及び制度整備が進められており、道路利用者の多様なニーズに応えるとともに、運転負荷の軽減、安全で円滑な道路交通環境の実現に寄与するため、引き続き提供内容の充実と高度化を推進する。

イ 「コミュニティ放送局」は、市町村の一部区域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、地域住民や観光客等から好評を得ている。

令和6年3月末までに338局(うち愛媛県3局)が開局し、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。

6 危険物等の適正輸送の確保

関係機関	消防防災安全課、薬務衛生課、高速道路交通警察隊、消防長会
------	------------------------------

1 実施方針及び重点

- (1) タンクローリー等車両による危険物、高圧ガス及び毒劇物の適正輸送の確保
- (2) 危険物取扱者、高圧ガス移動監視者等有資格者の確保及び資質の向上
- (3) 輸送途上における事故発生時の輸送関係者の相互応援防災体制の整備充実

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

- (1) タンクローリー等車両による危険物、高圧ガス及び毒劇物の適正輸送の確保

危険物、高圧ガス及び毒劇物を輸送する車両の立入検査等を強化し、運搬容器の安全確保並びにその積載方法及び運搬方法等の適正化に努める。

なお、高圧ガス容器については、安全性を確認する容器再検査の適正実施を容器検査所等関係者に周知し、履行の徹底に努める。

また、タンクローリー等による大規模の危険物輸送については、輸送における経路、取扱い、保安体制、事故発生時の応急措置体制(イエローカード積載の励行)等を中心に安全な輸送が図られるよう指導する。

- (2) 危険物取扱者、高圧ガス移動監視者等有資格者の確保及び資質の向上

危険物取扱者試験等の実施によって資格者の拡充を図るとともに、関係者に対し保安講習会等を行い、遵法精神の高揚等を図り、輸送の安全確保に努める。

また、高圧ガス移動監視者の確保を図るため、高圧ガス保安協会が実施する高圧ガスの移動についての講習及び検定に協力する。

- (3) 輸送途上における事故発生時の輸送関係者の相互応援防災体制の整備充実

高圧ガス輸送における自主防災組織である「愛媛県高圧ガス地域防災協議会」等関係保安団体の活動強化を図るとともに、輸送途上の事故を想定した防災訓練の励行に努める。

第4節 車両の安全性の確保

1 自動車の検査及び点検整備の充実

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、交通指導課
------	-------------------

1 実施方針及び重点

自動車使用者に対して、保守管理意識の高揚及び定期点検整備等の励行の徹底、点検整備に関する適切な情報提供を図るとともに、検査体制及び自動車点検整備の充実強化を図る。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 自動車の検査体制の充実

道路運送車両法に基づく自動車の新規検査、継続検査、構造等変更検査等の充実及び二次架装を排除するため自動車検査の高度化等、質の向上を図り、独立行政法人自動車技術総合機構とともに検査体制の整備を推進する。指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。また、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の一層の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。

(2) 自動車点検整備の充実

ア 自動車点検整備の推進

自動車使用者の保守管理意識を高揚し、点検整備の促進を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するなど、自動車使用者による保守管理の徹底を一層強力に推進する。また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、点検整備実施者に対しても、監査、研修等あらゆる機会をとらえ、その確実な実施を指導する。

イ 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼす等社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、特に、6月を強化月間として広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を行うことにより、不正改造防止について、自動車使用者及び自動車関係事業者等の認識を高める。

ウ 自動車整備技術の向上

電子制御装置、新素材・新機構等の新技術を多用した自動車の実用化や自動車使用者の要望の多様化等に伴い、自動車を適切に維持管理し、安全の確保及び公害の防止を図るため、自動車整備事業においては、これらの問題に対処する整備技術の向上を図るとともに、自動車使用者に的確な説明を行うなど、サービス業としての質の向上が求められている。

整備技術の向上に関しては、これまでも、一級自動車整備士技能検定試験の実施や整備主任者研修等を通じて図ってきたところであるが、近年の新技术の普及に伴いその自動車の点検整備情報の提供やスキャンツールの普及を促進する。

第5節 道路交通秩序の維持

1 交通指導取締り及び捜査体制の強化等

関係機関	交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊
------	-----------------------

1 実施方針及び重点

横断歩道横断中の高齢者等歩行者保護のための保護誘導活動や交通事故分析に基づく悪質・危険な違反に重点を置いた指導取締りの推進及び交通事故事件捜査体制の充実、科学的捜査の推進を図る。
また、悪質性・危険性の高い自転車利用者に対する交通指導取締りの推進を図る。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進

ア 事故多発時間等における街頭指導活動の推進

事故多発時間・路線において街頭指導活動を推進するとともに、特に、横断歩道横断中の高齢者・児童等歩行者保護のための保護誘導活動を推進する。

イ 交通事故分析に基づく効果的な指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、無免許運転や飲酒運転はもとより、重大事故に直結する速度違反、横断歩行者妨害のほか、シートベルト着用義務違反、駐車違反等、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する効果的な指導取締りを推進する。

また、罰則が強化された携帯電話使用等に係るながら運転や、社会的関心が高いあおり運転に
関係する車間距離不保持等、悪質・危険な運転行為に対する指導取締りを推進する。

ウ 暴走族等取締りに係る総合対策の推進

ゲリラ的な爆音暴走及び元暴走族が中心となって結成された「旧車會」と呼ばれる集団による大規模な集団暴走等、暴走族等の各種不法行為を未然に防止するため、共同危険行為等禁止違反、騒音関係違反、車両の不正改造に関する違反等の取締りを徹底するとともに、暴走族等の実態把握と継続補導・グループの解体、関係機関、職場、学校及び家庭との連携による暴走族等を許さない環境づくりなど、総合対策の推進を図る。

エ 高速道路等における広報啓発と指導取締りの推進

全席シートベルト着用の広報啓発活動及び重大事故に直結する速度違反やあおり運転の抑止に重点を置いた指導取締りを推進する。

オ 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

自転車利用者による飲酒運転、信号無視、携帯電話使用、制動装置不良等、悪質・危険な違反者に対する交通指導取締りを徹底するとともに、アラームカードを活用した指導警告により、自転車利用者の安全意識の高揚を図る。

カ 特定小型原動機付自転車による悪質・危険な運転に対する取締りの強化

特定小型原動機付自転車等について、引き続き、飲酒運転、信号無視、通行区分違反等の悪質・危険な違反行為に重点を置いて取締りを強化するとともに、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等に適合しない立ち乗り型の車両等を公道から排除するため、整備不良車両の運転等に対する取締りを徹底する。

(2) 広報の推進

交通指導取締りに関する資料提供を積極的に行い、事前事後の広報を推進するほか、交通安全運動等の機会をとらえて運転者のマナーアップの促進を図る。

(3) 適正かつ科学的な交通事故事件捜査の推進

交通死亡事故やひき逃げ事件、飲酒運転、あおり運転等の悪質・危険な運転による交通事故等の重大事件に対処するため、初動捜査の段階から危険運転致傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図るとともに、捜査体制の充実、装備資機材等の整備を進め、あらゆる法令の適用を視野に入れた適正かつ科学的な捜査を推進する。

第 6 節 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

関係機関	消防防災安全課、消防長会
------	--------------

- 1 実施方針及び重点
市町の救助・救急の実態に即した体制づくりを促進する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

- (1) 救助・救急業務実施市町における実施体制の整備
救助隊・救急隊と搬送先医療機関との連携を促進する。
- (2) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練
県消防学校で専科教育（救急科及び救助科）による教育訓練を年度毎に各 1 回以上実施し、消防機関が行う職場における教育訓練を促進する。
- (3) 住民に対する応急手当の普及啓発の推進
救急の日、救急医療週間等の行事を中心にして、市町において住民に対する応急手当の普及啓発を促進する。
- (4) 救急救命士の養成
搬送途上における救急救命処置の適切かつ効果的な実施を図るため、高度な処置が実施できる救急救命士の養成を推進する。
- (5) ドクターヘリ・消防防災ヘリコプターの活用促進
交通事故現場からの負傷者の搬送や、高度医療機関への転院搬送等において、ヘリコプターの持つ機動性を活かし迅速な救急・救助活動を促進する。

2 救急医療体制の整備

関係機関	医療対策課
------	-------

- 1 実施方針及び重点
県内医療施設の有効活用等を通じ、初期救急医療体制、二次救急医療体制及び三次救急医療体制を充実させることにより、交通事故を始めとした緊急時における医療を確保する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

- (1) 救急医療体制の充実強化
 - ア 在宅当番医制（13郡市医師会で実施）及び休日夜間急患センター（8 医療機関）による初期救急医療体制の充実
 - イ 病院群輪番制（6 二次医療圏で実施）について、関係各機関との連携強化による二次救急医療体制の充実
 - ウ 初期救急医療機関及び二次救急医療機関との円滑な連携による救命救急センターの効果的利用促進
- (2) 救急医療対策協議会の開催

県及び各地区で同協議会を開催、救急医療体制の充実強化に資する調査研究

(3) ドクターヘリのより効果的・効率的な運航体制の構築

ドクターヘリのより効果的・効率的な運航体制の構築し、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

第7節 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、消防防災安全課、交通指導課
------	---------------------------

1 実施方針及び重点

自動車事故による被害者救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度の広報を強化し、自動車損害賠償責任保険（責任共済）への加入促進に努めるなど被害者救済の一層の充実を図る。

（注）関連法：自動車損害賠償保障法（昭和30年7月29日 法律第97号）

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 自動車損害賠償保障制度の広報活動の推進

(2) 街頭取締り及び監視活動の推進

- ア 無保険（無共済）車に対する指導取締りを推進し、責任保険（責任共済）への加入を促進する。
- イ 無保険・無共済車指導員による監視活動を充実し、無保険（無共済）車の排除、加入の啓発に努める。

2 損害賠償の請求についての援助等

関係機関	消防防災安全課
------	---------

1 実施方針及び重点

県交通事故相談所については、相談員1名を配置することにより、相談業務の効率化を図るとともに、弁護士相談の実施により、多様化・複雑化する相談内容にも対応できる質の高い交通事故相談を推進する。また、相談者のニーズに対応した援助等を実施するため、市町との連携を深め、広報活動を強化する。

2 計画の内容

予算額	3,622千円
-----	---------

(1) 県交通事故相談所の効果的運営

- ・ 開設場所 中予地方局2階 「愛媛県交通事故相談所」の看板を掲示
- ・ 相談日時 開庁日【月曜日から金曜日】（※祝日、12月29日から1月3日を除く。）
 - 〈受付時間〉 9時から12時 13時から15時（水曜日のみ14時30分まで）
 - 〈相談時間〉 9時から12時 13時から16時（水曜日のみ15時まで）
- ・ 弁護士相談 原則、第1、第3金曜日 13時から14時（相談員への事前相談が必要）

(2) 県相談員の資質向上

国等が主催する各種研修会への参加により相談員の資質向上を図る。

(3) 広報活動の強化

県・市町のホームページ、県広報紙「愛顔のえひめ」及び「交通安全のひろば」、市町広報紙等による広報活動を関係機関の協力を得て積極的に実施する。

(4) 市町との連携

- ・ 県交通事故相談員と市町交通事故相談担当者との日常的な連絡、相談・指導
- ・ 市町交通事故相談担当課への交通事故相談情報誌等参考資料の提供

(5) 公的相談機関等との連携

(公財)交通事故紛争処理センター高松支部、(公財)日弁連交通事故相談センター愛媛県支部、日本司法支援センター(法テラス)との連携を図る。

3 交通災害遺児等に対する援護措置

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、消防防災安全課、子育て支援課、高校教育課
------	----------------------------------

1 実施方針及び重点

交通災害遺児等に対する援護措置を広く周知し、充実を図る。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 交通遺児修学援助貸付け制度の活用(公益財団法人交通遺児育英会)

交通事故で保護者等が死亡した家族等で、経済的な理由で高等学校等への通学困難な生徒に対する奨学資金の貸付を促進する。

(2) 自動車事故被害者に対する次の生活資金貸付制度の活用(独立行政法人自動車事故対策機構)

自動車事故被害者に対する次の生活資金(無利子)貸付制度の周知を図る。

- ①交通遺児等貸付 ②不履行判決等貸付 ③後遺障害保険金(共済金)一部立替貸付
- ④保障金一部立替貸付

(3) 重度後遺障害者に対する介護料支給制度の活用(独立行政法人自動車事故対策機構)

自動車事故により、脳、脊髄又は胸腹部臓器に損傷を受け、重度の後遺障害(障害の程度に一定の条件がある)を持つため、移動・食事・排泄等の日常生活動作について常時又は随時の介護が必要となった方を対象とした介護料の支給及び短期入院費用の助成など、制度の周知を図る。

(4) 交通災害遺児等に対する手当の支給(子育て支援課)

交通災害、労働災害及び天災等により、生計の中心者を失った高等学校卒業以前の遺児を養育する者に対し、手当を支給することにより遺児の福祉を増進する。(月額 3,000円)

(5) 自転車損害保険等への加入義務化(消防防災安全課)

近年、自転車事故による高額賠償事例が全国で散見されており、自転車による事故で相手に負傷を負わせた場合、被害にあった方への救済を確保する必要がある、当県においても県自転車条例を改正し、令和2年4月1日から自転車保険等への加入を義務化した。

自転車に乗り始めた小さな子供からお年寄りまで年齢を問わず、愛媛県内で自転車に乗る人、県外から県内へ自転車で乗り入れる人すべてを対象者に自転車保険等への加入を促進する。

第 2 章

鉄 道 交 通 の 安 全

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、四国旅客鉄道(株)、伊予鉄道(株)
------	-------------------------------

1 実施方針及び重点

- (1) 施設の整備を行い、輸送の安全を確保する。特に軌道構造の強化を図る。
- (2) 運転保安設備の整備に努める。
- (3) 鉄道構造物の耐震性の強化を図る。

2 計画の内容

予 算 額	735,290 千円
-------	------------

(1) 線路施設の整備

軌道構造の強化 (517,790千円)

実施区分	路線名	種 別	規 模	事 業 費
四国旅客鉄道(株)	予 讃 線	PCマクラギ化	265本	13,700千円
	予 讃 線	合成マクラギ化	869本	103,700千円
	予 讃 線	道床厚増化	1,959m	227,700千円
小 計				345,100千円
伊 予 鉄 道(株)	全 線	重軌条交換	1,017m	80,500千円
		PCマクラギ化	646本	39,000千円
		木枕木交換	1,319本	49,190千円
小 計				168,690千円
合 計				513,790千円

(2) 運転保安設備の整備

(221,500千円)

経年運転保安設備の更新

継電連動装置更新四国旅客鉄道(株)

予讃線 伊予大洲駅、八幡浜駅、 221,500千円

(3) 鉄道構造物の耐震性の強化

- ア 確実な検査の実施と危険箇所の防災対策を推進する。
- イ 新設する高架橋等の鉄道構造物に係る耐震設計は、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」を用いて設計する。

第 2 節 鉄道の安全な運行の確保

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、松山地方気象台、四国旅客鉄道(株)、伊予鉄道(株)
------	---------------------------------------

1 実施方針及び重点

- (1) 安全運行確保のため、指導教育の充実を図り、乗務員及び保安要員の資質の向上に努める。
特に次の事項を重点事項として推進する。
 - ア 慣れからくる安全意識の弛緩による事故防止のため、指差確認喚呼等運転取扱いに関する基本動作を励行する。
 - イ 軌道線における自動車等との接触事故防止のため、早期徐行・早期停止手配の徹底を図り、防衛運転を励行する。
 - ウ 健康チェックリストを活用して、乗務員等の健康管理の充実を図る。
- (2) 春・秋の全国交通安全運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検では、車両・線路・電車線路・運転保安設備・踏切道及び駅等旅客用施設の安全点検並びに鉄道利用者等への広報活動を強化し、鉄道妨害行為の防止及び踏切事故防止等の安全意識の向上に努める。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

- (1) 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上
 - ア 四国旅客鉄道実施分
 - (ア) 安全推進委員会の開催
運転事故の防止に関する事項を総合的に審議し、その方針及び大綱をたてるため、毎月 1 回、社長が部室・課長及び現場長を招集して開催する。
 - (イ) 技術継承と教育の充実
 - 運転関係従業員を対象とした運転事故防止研修の実施
 - 安全に関する集合教育、職場内教育の充実
 - 新任者に対する指導講習会の実施
 - 異常時における列車取扱訓練会の開催
 - リスクアセスメント手法を活用した労災事故防止への取組
 - ヒヤリ・ハット運動の積極的な展開
 - (ウ) 厳正な点呼と基本動作の徹底
 - (エ) 異常時即応体制の整備
 - (オ) 個人別努力目標の設定
 - イ 伊予鉄道実施分
 - (ア) 鉄軌道安全推進委員会の開催
鉄道及び軌道事業における輸送の安全確保に関する事項について全社的な対応を協議し、さらに本社管理部門と現業部門との意思疎通の円滑化を図る場とする。
 - (イ) 鉄軌道運転事故防止委員会の開催
運転部門・技術部門合同で開催し、運転事故未然防止のための安全対策等を討議し、指導教育の場とする。
 - (ウ) ヒヤリ・ハット会議の開催

現場での事故防止活動の取組として「ヒヤリ・ハット」を有効活用するため、「ヒヤリ・ハット会議」を定期的実施しながら対応策を検討し、危険因子の排除を行い、企業の安全風土の定着を図る場とする。

(エ) 鉄道部安全・運転会議の開催

担当役員・部長・課長・係長・駅長・指令所長・乗務長・乗務監督及び各駅助役で構成する鉄道部安全・運転会議を毎月1回定期的開催し、事故防止等の討議を行うとともに、駅務員及び乗務員に対する翌月の指導方針の周知徹底を図る。

(オ) 班長会議の開催

技術部門で担当役員・部長・課長・助役及び班長で構成する班長会議を2箇月に1回定期的開催し、特に施設面での事故防止等の討議を行うとともに、保守、検査要員に対する指導方針の周知徹底を図る。

(カ) 運転事故撲滅運動

「秋の全国交通安全運動」の一環として、運転事故撲滅運動を実施し、係員の資質の向上に努める。

(キ) 新任運転士の追指導研修の実施

新任運転士を対象として、3ヶ月、6ヶ月目、1年目及び2年目に開催し、実務経験に基づき、事故防止について研修する。

(ク) 点呼

乗務監督者が乗務員に対し、就業前後に対面点呼を実施して、アルコールチェック・業務上の伝達事項を伝達するとともに、健康チェックリストを活用し乗務前の心身の状態をチェックする。

(ケ) 添乗指導

監督者が添乗、視察結果を記録する。

(2) 鉄道車両等の安全性の確保

鉄道車両等の構造装置に関する改善、構造装置の保安度の向上を図るとともに、新しい技術の開発による車両等の性能向上を図る。

(3) 鉄道車両等の検査の充実

鉄道車両等の検査設備の充実及び老朽設備の取り替えを促進し、計測器の自動化、非破壊検査の拡大強化、車両故障防止対策の推進等を通じて検査の充実を図る。

(4) 鉄道交通に関する気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雪、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章第3節5 2 (2) 気象情報等の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

(5) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

ア 運転事故防止運動、総点検の実施

(ア) 四国旅客鉄道実施分

○春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日
○ゴールデンウィークの事故防止点検	4月26日～5月6日
○夏季多客輸送の事故防止点検	8月9日～8月18日
○秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
○踏切事故防止キャンペーン	11月1日～11月10日
○年末年始の輸送等に関する安全総点検	12月10日～1月10日

(イ) 伊予鉄道実施分

○春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日
○運転事故撲滅週間	9月21日～9月30日
○秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
○踏切事故防止キャンペーン	11月1日～11月10日
○年末年始の輸送等に関する安全総点検	12月10日～1月10日

イ 事故防止の広報

- (ア) 各種広報媒体による交知道徳及び踏切事故防止の広報活動の推進（新聞・駅立看板・車両広告・駅構内及び車内放送等）
- (イ) 自動車運転者等に対する踏切支障時（落輪・エンスト等）における列車非常停止手配訓練の実施
- (ウ) 関係機関との連携を強化するとともに、社員による踏切安全通行指導及びPRの実施
- (エ) 鉄道妨害多発地区を重点に保育所、幼稚園、小学校及び地区子供会等を対象に訪問又は座談会を開催し、鉄道妨害防止思想の普及と踏切安全通行に対するモラルの向上を図る。

ウ 実施内容

- (ア) 踏切道、線路及び電車線路の点検整備
- (イ) 車両及び運転保安設備の点検整備
- (ウ) 旅客用施設、設備の点検整備
- (エ) 案内板・標識類の点検整備
- (オ) 沿線の幼稚園・保育所・小中高等学校・地域諸団体等への鉄道妨害防止及び踏切事故防止に関する依頼文書の発行
- (カ) 踏切事故防止のためのチラシの配布及び車内放送等による鉄道利用者に対する広報宣伝活動の実施

(6) 鉄軌道事業者に対する保安監査等の実施

鉄軌道事業者に対し、定期的又は必要に応じて施設及び車両の保守管理状況、運転取扱い状況、係員等に対する教育訓練実施状況等について保安監査を実施し、適切な指導を行う。

また、鉄軌道事業者に対し、定期的又は必要に応じて運輸安全マネジメント評価を実施し、安全管理体制の構築等についての評価・助言を行う。

(7) 鉄軌道保安連絡会議の開催

鉄軌道の運転事故等に関する情報交換及び事故防止対策に関する討議並びに安全対策を推進する上で必要な情報交換等を行う。

(8) 鉄軌道運転管理者会議の開催

運転管理者の運転に係る最新の知見の習得及び安全意識の高揚を図る。

(9) 計画運休への取組

鉄軌道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車等の運転に支障が生ずるおそれが予測される時は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、訪日及び定住外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

第 3 章

踏切道における交通の安全

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課、四国旅客鉄道(株)、伊予鉄道(株)
------	---

1 実施方針及び重点

- (1) 都市過密地域の連続立体交差化を促進する。
- (2) 遮断時間が長く道路交通量の多い踏切道、主要幹線道路と交差する踏切道等は、立体交差化することにより踏切道の除却を推進する。
- (3) 道路の新設、改築に当たっても、極力立体交差化を図る。
- (4) 道路交通量が多く事故防止に著しく効果がある箇所について、踏切道の構造改良を行う。これにあわせて、近隣踏切道の統廃合を促進する。

(注) ※「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月29日中央交通安全対策会議)に基づき、次の事項の推進を図る。

- | | |
|----------------|--------------|
| ○踏切道の立体交差化の促進 | ○踏切道の構造改良の促進 |
| ○踏切保安設備等の整備の促進 | ○交通規制の実施 |
| ○踏切道の統廃合の促進 | ○その他の措置 |

2 計画の内容

予 算 額	2,015,000 千円
-------	--------------

- (1) 立体交差化の推進 (2,015,000千円)

四国旅客鉄道関係分(道路管理者、四国旅客鉄道(株))

線 名	実 施 区 分	備 考
予 讃 線	J R 松山駅付近 連続立体交差	6年度事業費 1,900,000千円
	(都) 西町中村線 立体交差	6年度事業費 115,000千円
合 計		2,015,000千円

- (2) 構造改良の推進 (0千円)

四国旅客鉄道関係分(道路管理者、四国旅客鉄道(株))

計画なし

第 2 節 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、交通規制課、四国旅客鉄道(株)、伊予鉄道(株)
------	-------------------------------------

1 実施方針及び重点

踏切道幅員、隣接の踏切道との距離、道路の交通量、迂回路の状況等を勘案し、踏切道の安全確保のため、踏切保安設備の整備及び交通規制を実施する。

2 計画の内容

- (1) 踏切支障報知装置の新設
- (2) 踏切警報機赤色せん光灯の視認性向上の推進

第3節 その他の措置

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、交通指導課、四国旅客鉄道(株)、伊予鉄道(株)
------	-------------------------------------

1 実施方針及び重点

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、歩行者立体横断施設の設置を進めるとともに、車両等の踏切道通行時の違反行為に対する取締りの推進等の措置を講ずる。

また、踏切事故は、無謀通行（直前横断、警報無視等）・自動車の落輪等に起因するものが多いため、自動車運転者等や歩行者等の踏切通行者に対し、安全意識の啓発や踏切支障時における非常停止押しボタンの操作等の緊急措置の周知を図るための広報活動を一層強化する。

2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

(1) 踏切安全通行の啓発及び踏切保安設備等の点検

春・秋の交通安全運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検期間中は、主要踏切道において、踏切道の安全通行の啓発、並びに、線路巡回時の踏切保安設備等の点検により踏切事故防止を図る。

(2) 踏切事故防止に関する啓発の強化

「踏切事故防止キャンペーン」を11月1日から10日まで実施し、自動車運転者等に対し、踏切事故防止等の安全意識の向上を図ることにより、安全で円滑な踏切通行を確保する。

(3) 指導取締りの推進

交通事故の危険性の高い踏切道を重点に、踏切一時不停止の違反に対する指導取締りを推進する。

(4) 列車非常停止手配訓練の実施

自動車運転者等に対し、踏切支障時（落輪、エンスト等）を想定した踏切支障報知装置（非常停止押しボタン）の取扱いや自動車に備える非常信号用具による列車非常停止手配訓練を実施する。

【参考】

① 運転事故の推移

運 転 事 故

		年度									
		25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
全国	件数	790	758	727	715	670	638	615	483	542	584
	死者数	276	287	286	307	278	252	254	236	262	275
	負傷者数	455	420	339	337	277	283	358	180	203	236
四国	件数	36	23	25	31	24	28	24	27	30	36
	死者数	10	7	14	13	11	12	10	15	11	23
	負傷者数	15	12	9	8	4	10	10	6	9	4
愛媛	件数	15	12	9	15	7	15	12	9	10	11
	死者数	5	5	7	8	3	9	5	8	5	6
	負傷者数	4	5	1	5	2	3	4	1	2	1

注1：鉄道（軌道）における運転事故とは、列車（車両）衝突事故・列車（車両）脱線事故・列車（車両）火災事故・踏切障害事故・道路障害事故・鉄道人身障害事故・物損事故をいう。

注2：当該数値は、鉄道（軌道）事業者からの届出により国土交通省がまとめたものである。

② 踏切事故の推移

踏 切 事 故

		年度									
		25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
全国	件数	290	248	236	223	250	228	211	165	217	195
	死者数	93	92	101	96	111	89	84	74	96	92
	負傷者数	104	119	62	93	58	60	132	43	61	45
四国	件数	16	10	8	20	14	16	11	12	15	17
	死者数	2	2	3	5	7	5	3	4	4	9
	負傷者数	4	4	3	5	0	6	5	4	4	0
愛媛	件数	9	5	3	9	2	9	6	3	3	3
	死者数	2	2	2	4	0	4	2	3	0	0
	負傷者数	1	1	0	2	0	2	2	0	1	0

注1：踏切事故とは「踏切障害に伴う列車衝突事故、列車脱線事故及び列車火災事故並びに踏切障害事故」の総称である。

踏切障害事故とは「踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故」をいう。

注2：当該数値は、鉄道（軌道）事業者からの届出により国土交通省がまとめたものである。

参 考 资 料

交通事故・自動車台数・人口等の推移（愛媛県）

区分 年別	交 通 事 故			自 動 車 等			人 口	
	件数	死者	傷者	自動車台数 (12月31日)	自動車1 万台当 たりの事 故件数	原付自転車 等台数 (12月31日)	人 口 (10月1日)	人口10万 人当 たりの 死傷者数
50	6,575	166	8,437	388,197	169.4	188,717	1,465,205	587.2
51	7,069	155	9,031	406,152	174.0	202,370	1,476,118	622.3
52	7,162	136	8,971	434,151	165.0	225,606	1,485,958	612.9
53	7,378	140	9,335	461,858	159.7	255,783	1,490,690	635.6
54	7,919	152	9,702	490,831	161.3	269,431	1,497,223	658.2
55	7,583	125	9,369	513,815	147.6	287,538	1,506,661	630.1
56	7,762	107	9,522	536,159	144.8	307,778	1,512,237	636.7
57	6,755	121	8,357	558,883	120.9	330,250	1,514,917	559.6
58	7,707	130	9,456	580,323	132.8	345,757	1,518,136	631.4
59	7,746	148	9,479	599,651	129.2	364,617	1,521,144	632.9
60	8,393	129	10,077	619,308	135.5	370,781	1,529,983	667.1
61	9,046	132	10,921	640,861	141.2	373,069	1,528,655	723.1
62	9,768	132	11,805	664,845	146.9	366,366	1,526,752	781.9
63	9,786	148	11,633	693,995	141.0	362,422	1,525,530	772.3
元	10,212	167	12,242	722,937	141.3	351,056	1,524,050	814.2
2	9,342	147	11,527	752,996	124.1	341,850	1,515,027	770.5
3	9,233	140	11,118	781,618	118.1	331,942	1,512,017	744.6
4	9,567	153	11,694	807,652	118.5	320,617	1,510,010	784.6
5	10,434	147	12,753	829,959	125.7	309,737	1,508,343	855.2
6	10,114	170	12,109	854,867	118.3	302,519	1,507,491	814.5
7	10,155	150	12,103	880,810	115.3	301,367	1,506,598	813.3
8	10,557	151	12,682	906,503	116.5	286,611	1,505,416	852.5
9	10,640	138	12,877	927,370	114.7	283,848	1,503,450	865.7
10	11,145	140	13,627	941,178	118.4	256,418	1,500,995	917.2
11	11,061	165	13,649	954,436	115.9	247,262	1,496,188	923.3
12	11,490	155	14,150	966,660	118.9	262,049	1,493,092	958.1
13	11,860	142	14,636	978,400	121.2	258,479	1,489,732	992.0
14	11,198	122	13,857	986,535	113.5	254,227	1,485,557	941.0
15	11,143	125	13,783	991,749	112.4	248,826	1,481,569	938.7
16	11,490	101	14,064	994,456	115.5	252,512	1,475,959	959.7
17	11,155	113	13,581	1,010,646	110.4	239,520	1,467,824	932.9
18	10,881	101	13,324	1,013,983	107.3	234,722	1,459,988	919.5
19	10,262	100	12,393	1,007,889	101.8	232,111	1,451,973	860.4
20	9,179	82	11,095	1,003,272	91.5	222,591	1,444,288	773.9
21	8,904	81	10,698	999,534	89.1	219,835	1,437,261	750.0
22	8,188	64	9,728	996,403	82.2	221,498	1,429,103	685.2
23	7,903	91	9,457	995,311	79.4	212,016	1,423,485	670.7
24	7,108	56	8,385	999,778	71.1	208,193	1,414,996	596.5
25	6,692	70	7,860	1,002,729	66.7	203,438	1,405,051	564.4
26	5,745	75	6,817	1,008,384	57.0	201,286	1,395,609	493.8
27	5,086	78	5,962	1,009,334	50.4	201,152	1,384,852	423.5
28	4,497	77	5,317	1,013,236	44.4	195,579	1,374,881	392.3
29	4,097	78	4,758	1,016,470	40.3	189,358	1,363,907	354.6
30	3,487	59	4,055	1,018,918	34.2	184,343	1,351,510	304.5
元	2,811	42	3,168	1,021,354	27.5	179,237	1,338,811	240.0
2	2,404	48	2,671	1,005,233	23.9	180,369	1,326,487	205.0
3	2,260	50	2,465	1,021,812	22.1	175,040	1,320,782	190.4
4	2,132	44	2,355	1,021,035	20.9	171,796	1,306,165	183.7
5	2,115	43	2,315	1,034,434	20.4	166,462	1,291,198	182.6

愛媛県交通安全対策会議条例

昭和45年10月16日条例第30号

最終改正 平成17年10月14日条例第77号

(趣旨)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第17条第5項の規定に基づき、愛媛県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第3条 知事が指名し、又は任命する委員の定数は、次のとおりとする。

(1) 知事の部内の職員のうちから指名される委員 10人以内

(2) 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員 5人以内

2 前項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第4条 特別委員は、四国旅客鉄道株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

2 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第5条 会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、県民環境部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第6号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月14日条例第77号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

愛媛県交通安全対策会議関係機関

(会長 愛媛県知事 中村時広)

委員所属機関	幹事所属機関	連絡先
中国四国管区警察局 四国警察支局	広域調整課	087-821-3111
四国運輸局	愛媛運輸支局	089-956-9957
松山地方气象台	松山地方气象台	089-941-6293
愛媛労働局	労働基準部監督課	089-935-5203
四国総合通信局	総務部総務課	089-936-5010
四国地方整備局	道路部交通対策課	087-851-8061
	松山河川国道事務所	089-972-0034
	大洲河川国道事務所	0893-24-5185
愛媛県企画振興部	政策企画局広報広聴課	089-912-2240
	政策企画局地域政策課交通政策室	089-912-2251
愛媛県県民環境部	防災局消防防災安全課	089-912-2315
愛媛県保健福祉部	社会福祉医療局医療対策課	089-912-2445
	健康衛生局業務衛生課	089-912-2390
	生きがい推進局子育て支援課	089-912-2410
	生きがい推進局障がい福祉課	089-912-2420
	生きがい推進局長寿介護課	089-912-2430
愛媛県経済労働部	産業支援局経営支援課	089-912-2480
愛媛県農林水産部	農政企画局農政課農地・担い手対策室	089-912-2215
	農業振興局農地整備課	089-912-2535
	森林局林業政策課	089-912-2585
愛媛県土木部	道路都市局道路建設課	089-912-2710
	道路都市局道路維持課	089-912-2720
	道路都市局都市計画課	089-912-2735
	道路都市局都市整備課	089-912-2745
愛媛県教育委員会	管理部社会教育課	089-912-2930
	管理部保健体育課	089-912-2980
	指導部義務教育課	089-912-2940
	指導部高校教育課	089-912-2950
愛媛県警察本部	交通部交通企画課	089-934-0110 内線 5031
	交通部交通指導課	〃 内線 5121
	交通部交通規制課	〃 内線 726-344
	交通部運転免許課	〃 内線 727-211
	交通部交通機動隊	〃 内線 726-301
	交通部高速道路交通警察隊	089-905-1137 内線 729-210
愛媛県市長会	事務局	089-993-6202
愛媛県町村会	事務局	089-941-7598
愛媛県消防長会	松山市消防局警防課	089-926-9220
四国旅客鉄道(株) 鉄道事業本部	安全推進室	087-825-1666
伊予鉄道(株)	施設部	089-948-3186

市町交通安全対策主管課一覽

市町名	所在地	主管課	電話番号
松山市	〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2	都市・交通計画課	089-948-6444
今治市	〒794-8511 今治市別宮町一丁目4-1	防災危機管理課	0898-36-1558
宇和島市	〒798-8601 宇和島市曙町1	市民課	0895-49-7004
八幡浜市	〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1-1	総務課	0894-22-5997
新居浜市	〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5-1	危機管理課	0897-65-1282
西条市	〒793-8601 西条市明屋敷164	危機管理課	0897-52-1284
大洲市	〒795-8601 大洲市大洲690-1	危機管理課	0893-24-1742
伊予市	〒799-3193 伊予市米湊820	危機管理課	089-982-1218
四国中央市	〒799-0497 四国中央市三島宮川四丁目6-55	観光交通課	0896-28-6187
西予市	〒797-8501 西予市宇和町卯之町3丁目434-1	総務課	0894-62-6400
東温市	〒791-0292 東温市見奈良530-1	危機管理課	089-964-4483
上島町	〒794-2592 越智郡上島町弓削下弓削210	総務課	0897-77-2500
久万高原町	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万212	総務課	0892-21-1111
松前町	〒791-3192 伊予郡松前町筒井631	危機管理課	089-989-5103
砥部町	〒791-2195 伊予郡砥部町宮内1392	総務課	089-962-6110
内子町	〒795-0392 喜多郡内子町平岡甲168	総務課	0893-44-2111
伊方町	〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1993-1	総務課	0894-38-2655
松野町	〒798-2192 北宇和郡松野町大字松丸343	防災安全課	0895-42-1110
鬼北町	〒798-1395 北宇和郡鬼北町近永800番地1	総務財政課	0895-45-1111
愛南町	〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲2420	総務課	0895-72-1211